

第5章 雪害・大規模事故等 災害応急対策計画

[留意事項]

- ① 本部又は地域本部が設置される前（＝平常時及び本部を設置するには至らない状況下）は、本部等の各部はそれぞれに応じる平常時の部（室）又は振興局における課・係に読み替える。
- ② 災害応急対策を円滑かつ効果的に実施するためには、平常時における対策（災害予防計画に示す対策）が重要であることから、本部、地域本部にあっては、災害応急対策を実施するにあたり、災害予防計画を念頭においていた対応を行うよう努める。
- ③ 振興局に地域本部が設置された場合、地域本部においては、本部における担当の部をそれぞれ地域本部の該当の部に読み替える。
- ④ ③にかかわらず自衛隊への災害派遣要請や県への支援要請等主要な要請は、本部で行う。ただし、通信の途絶等により、本部と地域本部が連絡できない場合には、地域本部で行うことができる。
- ⑤ 第2節個別対策に記述のない事項は、第1節基本対策の当該内容による。

<目次>

第1節 基本対策	1
第1款 組織の設置	1
第2款 配備、動員	7
第3款 情報の収集・伝達及び報告	10
第4款 関係機関等との連携	23
第5款 災害救助法の適用	31
第6款 消火活動の実施	34
第7款 救助・救急・医療対策の実施	35
第1 人命救出活動の実施	35
第2 救急医療の提供	36
第3 医療対策の実施	38
第8款 交通・輸送対策の実施	41
第1 交通確保対策の実施	41
第2 緊急輸送対策の実施	46
第9款 避難対策の実施	49
第10款 こころのケア対策の実施	55
第11款 遺体の収容・埋火葬の実施	56
第12款 要配慮者支援対策の実施	59
第13款 災害情報等の提供と相談活動の実施	62
第14款 社会秩序の維持	67
第2節 個別対策	68
第1款 雪害応急対策の実施	68
第2款 大規模火災・危険物事故災害応急対策	70
第1 大規模火災応急対策の実施	70
第2 林野火災応急対策の実施	71
第3 危険物事故応急対策の実施	72
第4 高圧ガス事故応急対策の実施	73
第5 毒物・劇物事故応急対策の実施	75
第6 突発重大事案応急対策の実施	76
第3款 航空機・鉄道・道路事故災害応急対策	77
第1 通報、伝達、情報提供	77
第2 救助・救急活動の実施	80
第3 消防・避難活動の実施	81
第4 代替輸送の実施	82
第5 雜踏事故対策の実施	83
第6 危険物等の対策の実施	84
第7 風評被害の影響の軽減	85

第4款 原子力事故災害応急対策 第1 職員参集と情報の収集 第2 活動体制 第3 住民等への的確な情報伝達 第4 屋内退避及び避難 第5 健康被害防止対策 第6 県外からの避難者の受入れ活動 第5款 海上事故災害応急対策 第1 初動体制 第2 捜索・救助・消火活動の実施 第3 重油等の防除 第4 二次災害の防止措置 第6款 高病原性鳥インフルエンザ応急対策の実施 第7款 大規模広域災害に係る広域避難の実施 第1 組織体制 第2 広域一時滞在 	87 87 88 89 90 92 92 93 93 95 96 99 100 101 101 101
第1章 総則	
第2章 災害予防	
第3章 風水害応急	
第4章 地震・津波災害応急	
第5章 雪害・大規模事故等災害応急	
第6章 災害復旧・復興	

第1章 総則
第2章 災害予防
第3章 風水害応急
第4章 地震・津波災害応急
第5章 雷害・大規模事故等災害応急
第6章 災害復旧・復興

第1節 基本対策

第1款 組織の設置

担当	市	各部
	関係機関	
	関係団体	消防団

市長は、市の地域及び沿岸において雪害や大規模な事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を強力に推進するため、豊岡市（豪雪/事故）災害警戒本部（以下「（豪雪/事故）災害警戒本部」という。）又は豊岡市（豪雪/事故）災害対策本部（以下「（豪雪/事故）災害対策本部」という。）を設置する。

1 本部

市長は、（豪雪/事故）災害警戒本部又は災害対策基本法及び市災害対策本部条例に基づく（豪雪/事故）災害対策本部を設置する。

(1) 設置基準等

	(豪雪/事故) 災害警戒本部	(豪雪/事故) 災害対策本部
設置基準	次のいずれかに該当するとき。 ①積雪深観測点の2分の1以上（地域ごとの判断）が警戒積雪深を突破し、被害が予想されるとき。 ②火災・災害等即報要領の即報基準に達したとき。 ③その他雪害、大規模事故、突発重大事故の発生等により、被害が生ずるおそれがあるとき。 ④振興局に地域（豪雪/事故）災害警戒本部が設置されたとき。 ⑤（豪雪/事故）災害対策本部を廃止したが、引き続き警戒を要するとき。	次のいずれかに該当するとき。 ①積雪深観測点の3分の2以上（地域ごとの判断）が警戒積雪深を突破し、甚大な被害が生じるおそれがあるとき。 ②火災・災害等即報要領の直接即報基準に達したとき。 ③災害救助法の適用基準に達するおそれがあるとき。 ④災害が発生した場合において、その状況を勘案して、災害応急対策を行うため又は災害応急対策に備える必要があるとき。 ⑤振興局に地域（豪雪/事故）災害対策本部が設置されたとき。
廃止基準	次のいずれかに該当するとき。 ①災害の警戒にあたる必要がなくなったとき。 ②（豪雪/事故）災害対策本部を設置したとき。	次のいずれかに該当するとき。 ①災害応急対策が概ね終了したとき。 ②災害応急対策に備えて設置した場合で、災害が発生するおそれが解消したとき。
設置場所	本庁舎3階庁議室	本庁舎3階庁議室
業務	災害に備えるための動員、事前対策の検討、災害情報の収集・伝達、関係機関等との連絡・調整及び応急対策に係る業務を行う。	災害の警戒・防御及び応急対策に係る業務を行う。

※事故原因がテロ等の武力攻撃等によることが判明したときは、「豊岡市国民保護計画」による本部体制に移行する。また、事故原因が鳥インフルエンザの感染症によることが判明したときは、「高病原性鳥インフルエンザ対策防疫マニュアル」による本部体制に移行する。

※積雪深観測点及び警戒積雪深は、資料編に示す。

第1節 第1款 組織の設置

総則 災害予防 風水害応急 地震・津波災害応急 雪害・大規模事故等災害応急 災害復旧・復興	(2) 組織		
	本部長	(豪雪/事故) 災害警戒本部	(豪雪/事故) 災害対策本部
	副本部長	市長	市長
	本部員	副市長、危機管理部長	副市長、危機管理部長
	出席を求める者	教育長、技監、行政管理部長、総務部長、DX推進部長、観光文化部長、市民部長、都市整備部長、コウノトリ共生部長、健康福祉部長、上下水道部長、くらし創造部長、こども未来部長、消防長、議会事務局長、連合消防団長	教育長、技監、行政管理部長、総務部長、DX推進部長、観光文化部長、市民部長、都市整備部長、コウノトリ共生部長、健康福祉部長、上下水道部長、くらし創造部長、こども未来部長、消防長、議会事務局長、連合消防団長
	部局	市長が指名する者	議長、副議長、総務委員長、文教民生委員長、建設経済委員長、防災対策調査特別委員長及び市長が指名する者
	本部連絡員	※各課レベルで活動し、状況に応じて関係部課等との連携を図る。	本部事務局、支援部、調査部、衛生部、救護部、農林部、工務部、水道部、避難部、消防部、応援復旧部
	本部会議	必要に応じ所属長が指名する者	※その他災害の規模や態様に応じた特別班の設置、時間の経過と共に変化する事態に即応した体制の整備など、機動的な対応を図る。
	本部会議	本部長、副本部長、本部員をもつて構成し、本部長が招集する。	必要に応じ所属長が指名する者

※出席を求める者は、表に記載の者とするが、災害の状況により追加する。

※各部局の主な業務は、総則（→「第3節第1 関係機関の役割」の「豊岡市」の項）を参照

※市長に事故あるときは、次の順でその職務を代理する。

(順位)役職名

- (1) 副市長（防災担当）
- (2) 副市長
- (3) 危機管理部長
- (4) 技監
- (5) 行政管理部長
- (6) 総務部長
- (7) 都市整備部長
- (8) コウノトリ共生部長

※本部の組織図

```

graph TD
    subgraph TopLevel [ ]
        direction TB
        A[本部長] --- B[副本部長]
        A --- C[本部員]
        A --- D[本部会議]
    end
    C --- E[各部の本部連絡員]
    D --- F[本部事務局]
    E --- G[応援復旧部]
    E --- H[消防部]
    E --- I[避難部]
    E --- J[水道部]
    E --- K[工務部]
    E --- L[農林部]
    E --- M[救護部]
    E --- N[衛生部]
    E --- O[調査部]
    E --- P[支援部]
    
```

2 地域本部

市長は、必要に応じて豊岡市(城崎・竹野・日高・出石・但東)地域（豪雪/事故）災害警戒本部(以下「地域災害警戒本部」という。)又は豊岡市(城崎・竹野・日高・出石・但東)地域（豪雪/事故）災害対策本部(以下「地域（豪雪/事故）災害対策本部」という。)を設置又は廃止する。

ただし、緊急を要する場合、振興局長は、市長に代わり地域本部を設置することができる。この場合において、振興局長は、その旨を速やかに市長に報告する。

なお、海上事故災害対策については、城崎、竹野地域のみ地域本部を設置する。

(1) 設置基準等

	地域（豪雪/事故）災害警戒本部	地域（豪雪/事故）災害対策本部
設置基準	災害警戒本部の基準に準じる他、災害の状況等により、特に当該地域において災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要と認められるとき。	災害対策本部の基準に準じる他、災害の状況等により、特に当該地域において災害応急対策を実施するため必要と認められるとき。
廃止基準	次のいずれかに該当するとき ①振興局管内の災害の警戒にあたる必要がなくなったとき。 ②地域災害対策本部が設置されたとき。	次のいずれかに該当するとき ①振興局管内の災害応急対策が概ね終了したとき。 ②災害応急対策に備えて設置した場合で、振興局管内で災害が発生するおそれが解消したとき。
設置場所	振興局	振興局
業務	振興局管内の災害に備えるための動員の実施、事前対策の検討、災害情報の収集・伝達、関係機関等との連絡・調整及び応急対策に係る業務を行う。	振興局管内の災害の警戒・防御及び応急対策に係る業務を総合的に推進する。

第1節第1款 組織の設置

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

(2) 組織・運営

地域本部の組織、運営の基本は、次のとおりとする。

	地域（豪雪/事故）災害警戒本部	地域（豪雪/事故）災害対策本部
地域本部長	振興局長	振興局長
地域副本部長	地域振興課長	地域振興課長
地域本部員	市民福祉課長、地域振興課参事、温泉課長（城崎のみ）、本庁派遣管理職、消防署分署（出張所、駐在所）長、消防団長及び振興局長が指名する者	市民福祉課長、地域振興課参事、温泉課長（城崎のみ）、本庁派遣管理職、消防署分署（出張所、駐在所）長、消防団長及び振興局長が指名する者
地域部局	各課レベルで活動し、状況に応じて関係課等との連携を図る。	地域本部事務局、地域調査衛生部、地域避難救護部、地域工務部、地域消防部 ※その他災害の規模や態様に応じた特別班の設置、時間の経過と共に変化する事態に即応した体制の整備など、機動的な対応を図る。
地域本部連絡員	必要に応じ所属長が指名する者	必要に応じ所属長が指名する者
地域本部会議	地域本部長、地域副本部長、地域本部員をもって構成し、地域本部長が招集する。	地域本部長、地域副本部長、地域本部員をもって構成し、地域本部長が招集する。

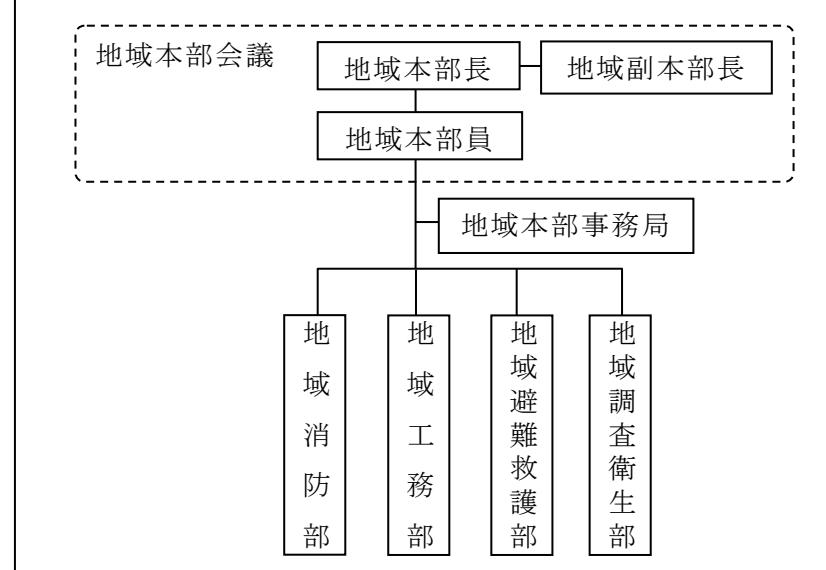
※各部局の主な業務は、総則（→「第3節第1 市及び関係機関の役割」の「豊岡市」の項）を参照

※振興局長に事故あるときは、次の順で職務を代理する。

（順位）役職名

- （1）地域振興課長
- （2）市民福祉課長
- （3）地域振興課参事

※地域本部の組織図



なお、振興局長不在時等における職務代行順位並びに本庁・地域災対各部長不在時等における職務代行順位については、毎年度当初に各部において別途定める。

(3) 災害対策に係る地域本部長の行為

地域本部長は、防災対策上緊急を要するときは、市長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、地域本部長は、その旨を速やかに市長に報告する。

- ア 高齢者等避難の発令（災害対策基本法第56条、市長の権限）
- イ 避難指示・緊急安全確保の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）
- ウ 避難指示・緊急安全確保の発令（水防法第29条、水防管理者の権限）
- エ 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限）
- オ 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）
- カ 関係機関等への応援要請（本部と連絡ができない場合）

3 現地本部

市長は、必要に応じて、現地（豪雪/事故）災害対策（警戒）本部を設置する。

ただし、地域本部長は、緊急を要する場合、市長に代わり現地災害対策（警戒）本部を設置することができる。この場合において、地域本部長は、その旨を速やかに市長に報告する。

(1) 設置基準等

	現地（豪雪/事故）災害警戒本部	現地（豪雪/事故）災害対策本部
設置基準	災害警戒本部が設置され、当該災害の処理のため、特定地域に限定した対策を講じる必要があるときは振興局長の判断により、現地本部を設置する。なお、設置後は速やかに市長に対し報告する。	災害対策本部が設置され、当該災害の処理のため、特定地域に限定した対策を講じる必要があるときは振興局長の判断により、現地本部を設置する。なお、設置後は速やかに市長に対し報告する。
廃止基準	次のいずれかに該当するとき。 ①現地の災害の警戒にあたる必要がなくなったとき。 ②現地災害対策本部が設置されたとき。	次のいずれかに該当するとき。 ①現地の災害応急対策が概ね終了したとき。 ②災害応急対策に備えて設置した場合で、現地の災害発生のおそれが解消したとき。
設置場所	現地の公共施設等	現地の公共施設等

(2) 組織

現地本部の本部長及び本部員は、災害（豪雪/事故）対策（警戒）本部長（緊急を要し地域本部長が設置した場合は地域本部長）が副本部長、本部員、その他の職員のうちから指名する。

(3) 災害対策に係る現地本部長の行為

現地本部長は、防災対策上緊急を要するときは、市長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地本部長は、その旨を速やかに市長に報告する。

- ア 高齢者等避難の発令（災害対策基本法第56条、市長の権限）
- イ 避難指示・緊急安全確保の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）
- ウ 避難指示・緊急安全確保の発令（水防法第29条、水防管理者の権限）
- エ 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限）

第1節 第1款 組織の設置

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

- オ 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）
- カ 関係機関等への応援要請（本部と連絡ができない場合）

4 本部等設置時の措置

本部、地域本部又は現地本部を設置したときは、次の措置を講じる。

(1) 関係者等への伝達等

本部事務局は、本部の名称、所在等を職員及び関係機関に伝達するとともに、住民等に広報する。

ア 住民への伝達は、防災行政無線等による。

イ 関係職員への伝達は、非常配備時の伝達体制による。

ウ 関係機関への伝達は、電話、FAX等により行い、必要に応じて連絡員等の派遣を要請する。

※各関係機関の連絡先は、資料編に示す。

(2) 本部の表示

ア 腕章等

災害対策業務の従事者は、必要に応じ本部の腕章を着用し、身分証明書を携帯する。

イ 標旗等

災害対策業務に使用する車両には、必要に応じ、本部の標旗等を掲示する。

ウ 看板

災害対策業務に使用する拠点施設には、必要に応じ本部等の看板を掲示する。

（主な災害対策拠点の種類）

（ア）本部、地域本部、現地本部

（イ）災害プレスセンター

（ウ）災害相談窓口

（エ）応援部隊集結地

（オ）救護所

（カ）災害拠点病院（厚生労働省指定）

（キ）臨時ヘリポート

（ク）避難所

（ケ）福祉避難所

（コ）遺体安置所

（サ）給水所

（シ）物資集積拠点

（ス）ボランティアセンター

(3) 国・県の現地本部等との連携

県の地方本部、国又は県の現地本部が設置されたときは、それらと十分に連携して災害対策を推進する。

第2款 配備、動員

担当	市	各部
	関係機関	日本赤十字社、警察署
	関係団体	消防団、自主防災組織、社会福祉協議会、FMたじま

1 市の配備体制

防災監（副本部長）は、国、県等関係機関から気象や災害に関する情報を収集し、適宜、市長、副市長に状況を報告するとともに、関係部長とも協議のうえ、必要な対策等を進言する。

これにより、市長は、配備体制を決定し、今後の対応方針並びにそれに伴う職員の動員等について指示する。なお、市長が不在等により、指示を行えない場合の職務代行者は、本部設置時の職務の代理順位による。

(1) 配備基準

体制	判断基準			本部等
	考え方 (主な想定事象)	気象予警報	その他	
準備体制		大雪警報 暴風雪警報 火災気象通報 火災警報		
第1号 非常配備	市内に小規模 の被害が発生 するおそれが ある(生じた)。		① 地域ごとに積雪深観測 点の1/2以上が警戒積 雪深を突破するおそれが あるとき。 ② 火災・災害等即報要領 の即報基準に達するお それがあるとき。 ③ その他の被害が生じる おそれがあるとき。	(豪雪 / 事故) 災害警戒本部 (必要に応じ)
第2号 非常配備	市内に中規模 の被害が発生 するおそれが ある(生じた)。		① 地域ごとに積雪深観測 点の2/3以上が警戒積 雪深を突破するおそれが あるとき。 ② 火災・災害等即報要領 の直接即報基準に達する おそれがあるとき。 ③ その他の大きな被害が 生じるおそれがあると き。	(豪雪 / 事故) 災害対策本部 (必要に応じ)
第3号 非常配備	市内に大規模 な被害が発生 するおそれが ある(生じた)。	大雪特別警 報 暴風雪特別 警報	○ 災害救助法の適用を受 ける災害のおそれがある とき。	(豪雪 / 事故) 災害対策本部 (必要に応じ)

※積雪深観測点及び警戒積雪深は、資料編に示す。

第1節 第2款 配備、動員

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

(2) 配備職員

体制	本 庁	振興局	備考
準備体制	各課独自の準備対応	各課独自の準備対応	
第1号 非常配備	危機管理課2名 事態関係課2名以上 (所属長が指名)	地域振興課2名以上 (所属長が指名)	
第2号 非常配備	危機管理課及び事態関係課の事態に応じた相当の職員 (所属長が指名)	地域振興課及び事態関係課の事態に応じた相当の職員 (振興局長が指名)	
第3号 非常配備	本部の事態関係部の全職員	地域本部の事態関係部の全職員	必要に応じて臨時・嘱託職員を配備

2 市職員等の動員

(1) 伝達体制

非常配備体制を決定したときは、職員等に速やかにその旨を連絡する。

ア 勤務時間内

危機管理部長から関係部長（本部員、各部長）及び振興局長（地域本部長）にメール、電話等により連絡するとともに、本部事務局からは全職員に対し、職員参集用メール、グループウェア掲示板等（必要な場合は府内放送、FAX）により連絡する。

この他、関係部長及び振興局長からも、対象となる職員への情報共有を徹底するとともに、所管する出先機関等へ連絡する。

イ 勤務時間外

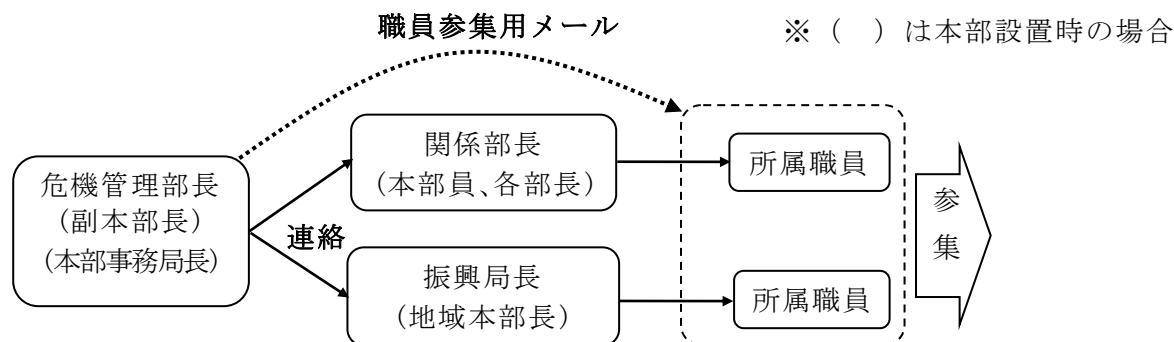
危機管理部長から関係部長（本部員、各部長）及び振興局長（地域本部長）へメール、電話等により連絡するとともに、本部事務局からは全職員に対し、職員参集用メールにより連絡する。

この他、関係部長及び振興局長からも、対象となる職員へ電話連絡網により伝達する。

振興局地域振興課長は、チーム派遣職員に対し電話、職員参集メール等により連絡する。

また、振興局長は、上下水道部長に振興局の配備体制を通知するものとする。

※勤務時間外の連絡系統



(2) チーム派遣職員の配備

振興局に派遣される職員は、あらかじめ指定された配備段階に応じ、それぞれ指定された振興局に参集し、振興局長の指示により行動する。なお、指定された振興局に参集できないときは、最寄りの振興局又は市の施設に参集し、当該施設の長の指示に従う。

勤務時間外においては、振興局長からの指示があるまでは自宅待機するなどし、緊急の連絡に備える。

(3) 消防団員を兼務する市職員の配備

振興局において災害対応に当たる職員で、消防団員を兼ねる者は、振興局長の指示があるまでは、消防団長の指示により行動する。なお、「振興局長からの指示」とは、職員参集用メール等により行う非常配備の指示のことをいう。

(4) 振興局防災支援員の配備

市が委嘱する防災支援員は、第1号非常配備の発令に伴い、振興局長の要請に基づき参集する。

防災支援員の業務内容は各振興局の人員体制や災害規模などにより一律ではないが、概ね次の業務に従事する。

なお、勤務場所は地域本部事務局が別途指定するが、原則として、災害現場での対応は行わない。

- ① 市民からの電話対応
- ② 災害情報の収集、各種資料などの整理
- ③ 避難所への配置、運営及び運営補助
- ④ 避難所配置職員との連絡調整
- ⑤ パトロール

(5) 市の会計年度任用職員の配備

第3号非常配備において職員が不足する場合、本部長は市の会計年度任用職員に災害対策業務への従事を指示する。指示された職員は、災害対策各部長の指示に従って災害対策に従事する。

(6) 他機関からの情報連絡員（以下、「リエゾン」という。）の派遣

市は、社会福祉協議会、FMたじま等と災害時におけるリエゾンの派遣に係る申し合せ、協定を締結しており、本部設置時においては、リエゾンの派遣を受ける団体に対し、収集した情報を提供、共有を図るとともに、災害対応に当たっての即応体制構築を要請する。

(7) その他の対策要員

市は、災害対策を実施するため、必要に応じて、自主防災組織、社会福祉協議会、建設業協会、豊岡市赤十字奉仕団等に協力を求め、災害対策要員の確保を図る。

第3款 情報の収集・伝達及び報告

担当	市	各部
	関係機関	各機関
	関係団体	消防団、北近畿タンゴ鉄道、WILLER TRAINS、豊岡エネルギー、医療機関、FMたじま、区・自主防災組織、住民

1 通信機能の確保

市（各部）及び関係機関は、所管の通信、同報設備等の機能維持を図り、防災関係者間の通信及び住民等への広報手段を確保する。なお、停電、機器の破損等の支障が生じた場合は、機器の修理、自家発電装置の運転等の措置をとる。

	主な手段	主な通信区間
通信系	一般加入電話・FAX	本部、地域本部～区、住民等
	災害時優先電話	本部～地域本部～市出先施設～県～他市町～関係機関～国等
	災害対応総合情報ネットワークシステム（兵庫衛星通信ネットワークシステム）	本部～地域本部～県～他市町～関係機関等
	災害用携帯電話、IPデジタル無線、消防無線等	本部、地域本部等～消防署、上下水道部事務所等～現場職員等
	孤立対策用衛星携帯電話	本部～地域本部～貸与地区（川南谷、金原、段）
	災害時特設公衆電話	本部～小中学校・地区コミュニティセンター等指定避難所
同報系	同報FAX	本部、地域本部→聴覚障害者、区等
	全国瞬時警報システム（J-ALEERT）	国→市本部（地域本部） ・防災行政無線自動起動→住民等 ・緊急速報メール連携→住民等 ・職員参集用メール連携→職員
	防災行政無線（同報系）	本部、地域本部→住民、避難所、地区集会所、公共施設、事業所等
	とよおか防災ネット	本部→職員、住民等
	緊急速報メール	本部→住民等
	Lアラート	本部→住民等
	市ホームページ、市公式LINE、市公式X	本部→住民等
	職員参集用メール	本部→職員
	モバイルサイトTAJIMA防災（道と川の防災情報）	国土交通省豊岡河川国道事務所→住民等
	広報車の巡回	本部、関係機関→住民等
	放送事業者が行う放送	本部→放送事業者（FMたじま等）→住民等

※通信設備の概要、連絡先は、資料編に示す。

2 通信・情報の管理

市（各部）及関係機関は、通信機器の専従者を配置し、通信記録をとる。

3 代替通信手段の確保

市（本部事務局）は、市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じる場合は、次の代替通信手段の確保を図る。

(1) アマチュア無線の協力要請

県を通じ、兵庫県無線奉仕団豊岡分団、アマチュア無線等情報のボランティアに、無線通信による通信協力を要請する。

(2) 災害対策用移動通信機器の貸出し要請

県を通じ、近畿地方非常通信協議会事務局（総務省近畿総合通信局通信部陸上第二課）へ要請する。

※「非常通信対応マニュアル」は、資料編に示す。

4 警報等の伝達

(1) 大雪警報等

市（本部事務局）及び関係機関は、雪害対策に係る気象情報を監視し、既に相当な積雪があり、今後の降雪により家屋倒壊や雪崩による被害が予想されるとき又は警報が発表されたときは、必要に応じ、放送、防災行政無線、一斉配信メール、電話、ファックス等により、職員、住民等に伝達する。

ただし、特別警報を確認した場合は、放送等により、直ちに住民等への周知の措置をとる。

種類	地域	大雪警報等の基準値		
		特別警報	警報	注意報
大 雪	但馬 北部	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	50cm以上 (12時間の降雪の深さ)	30cm以上 (12時間の降雪の深さ)
		数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯性低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	陸上 20m/s以上 (雪を伴う) 海上 25m/s以上 (雪を伴う)	陸上 10m/s以上 (雪を伴う) 海上 15m/s以上 (雪を伴う)
なだれ		—	—	次のいずれかに該当するとき。 ①積雪の深さが70cm以上あり、降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さが70cm以上あり、最高気温が7°C以上、又はR24:10mm以上

※気温は、豊岡特別地域気象観測所の値
R24:24時間降水量

第1節 第3款 情報の収集・伝達及び報告

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

(2) 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受け、次の基準（市火災予防規則第3条）に該当する場合、火災警報を発令する（消防法第22条）。

市（消防部）は、防災行政無線等で、火災警報の発令と火の使用の制限等について住民等に伝達する。

- ①風速13メートル以上の風が1時間以上連續して吹く見込みのある場合。ただし、降雨又は降雪の場合は除く
- ②実効湿度35パーセント以下となった場合
- ③実効湿度70パーセント以下となり、最小湿度40パーセント以下に低下し、風速8メートル以上となった場合

5 災害情報の収集・報告

(1) 実施機関

ア 市（本部事務局）は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集する。

その際、当該災害が、市の対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨を県に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努める。

イ 指定公共機関、指定行政機関は、災害情報を収集する。

その際、当該災害が、非常災害（国が総合的な災害応急対策を実施する必要がある程度の大規模災害）であると認められるときは、特にその規模の把握のため必要な情報の収集に努める

(2) 報告基準

市（本部事務局）は、以下の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告する。

ア 災害対策本部を設置した災害

イ 災害救助法の適用基準に合致する災害

ウ 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害

エ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から特に報告の必要があると認められる程度の災害（市内で、火災・災害等即報要領の即報基準に達する災害（→次頁参照）を指す。）

オ 雪崩等により、人的被害又は住家被害が生じたもの

カ 道路の凍結又は雪崩により、孤立集落が生じたもの

キ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害

第1節第3款 情報の収集・伝達及び報告

■火災即報<消防部>

即報基準			直接即報基準	
一般基準				
人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告 ア 死者が3人以上生じたもの イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの				
個別基準	火災	建物火災	a 特定防火対象物で死者の発生した火災 b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災 d 特定違反対象物の火災 e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災 f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災 g 損害額1億円以上と推定される火災	
	林野火災		a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの b 空中消火を要請又は実施したもの5 c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの	
	交通機関の火災		a 航空機火災 b タンカー火災 c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの d トンネル内車両火災 e 列車火災	●
	その他		以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等 (例示) 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災	
危険物等に係る事故	危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの			
	(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの (イ) 負傷者が5名以上発生したもの (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 (オ) 海上、河川への危険物等流出事故 (カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故			
原子力災害等	(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの			
	その他特定の事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの	●	

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第1節 第3款 情報の収集・伝達及び報告

第1章 総則	即報基準		直接即報基準
	社会的影響基準	一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合	
■救助・事故即報<消防部>			
第2章 災害予防	即報基準		直接即報基準
	個別基準	(1) 死者5人以上の救急事故 (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 (3) 要救助者が5人以上の救助事故 (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故 (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故 (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故 (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）	
第3章 風水害応急	死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 (2) バスの転落等による救急・救助事故 (3) ハイジャックによる救急・救助事故 (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの		●
■災害即報（雪害）<本部事務局>			
第4章 地震・津波災害応急	即報基準		直接即報基準
	一般基準	ア 災害救助法の適用基準に合致するもの イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの エ 自衛隊に災害派遣を要請したもの	
第5章 雪害・大規模事故等災害応急	個別基準	（ア）積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの （イ）積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの	
	社会的影響基準	一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること	

(3) 報告手続

市（本部事務局）は、通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告をする場合、内閣総理大臣（窓口：消防庁）に対して直接災害情報を報告する。ただし、その場合にあっても、市は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は県に対して報告する。

(4) 災害情報の伝達手段

市（本部事務局）は、次の措置を講じる。

ア 災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災端末に情報を入力する。

イ あらかじめ県が指定する時間ごとに災害情報をとりまとめ、フェニックス防災端末に入力する。

ウ 災害情報の報告をする場合、必要に応じて有線若しくは無線電話又はFAXなどを活用する。

エ 有線電話が途絶した場合は、衛星携帯電話又は、兵庫衛星通信ネットワークシステムを利用する。また、支援部を通じ、必要に応じ他機関に協力を求め、NTT西日本災害対策用無線、警察無線等の通信手段を確保するよう努める。

オ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして伝達ができるよう努める。

(5) 報告内容

ア 緊急報告

(ア) 市(本部事務局)は、原則としてフェニックス防災端末(事務所被害報告の機能を活用)、衛星携帯電話やFAX等最も迅速な方法を用い、事務所の周辺の状況を県(災害対策本部、地方本部経由)へ報告する。

報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。また、緊急の場合には口頭報告でさしつかえない。

(イ) 市(本部事務局)は、火災・災害等即報要領の直接即報基準(→「報告基準」の項参照)に達する災害が発生した場合、第一報を県だけでなく消防庁にも、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

また、市(消防部)は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報(電話・来庁を問わない)が殺到した場合、直ちに消防庁、県(災害対策本部、地方本部経由)それぞれに対し報告する。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、後ほど、その旨を県に対し報告する。

報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。報告は様式にこだわらず、原則として、フェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星携帯電話やFAX等最も迅速な方法で行う。

(ウ) ライフライン関係機関は、供給等に支障を来たした場合、下記の項目について速やかに県(災害対策本部)にその状況を通報する。

- ① 電話回線の障害状況
- ② 交通機関の運行状況及び施設の被災状況(JR・私鉄等、バス、航空機、船舶)
- ③ 電力の供給状況
- ④ ガスの供給状況
- ⑤ 水道の供給状況

イ 災害概況即報(災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分に把握できていない場合)

市(本部事務局)は、被害状況に関する情報を収集し、フェニックス防災端末又はそれによりがたい場合は衛星携帯電話やFAX等最も迅速な方法で〔災害概況即報〕(→資料編に示す。)の様式により、県(災害対策本部、地方本部経由)に報告する。なお、市(本部事務局)は、県が被害状況に関する報告を取りまとめる時間の指定に

第1節 第3款 情報の収集・伝達及び報告

第1章
則

第2章
災害
予防

第3章
風水
害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

関わらず、内容が重要と判断される情報を入手したときは、隨時報告するものとする。

ウ 被害状況即報

市（本部事務局）は、被害状況に関する情報を収集し、原則としてフェニックス防災端末又はそれによりがたい場合は衛星携帯電話やFAX等最も迅速な方法で〔被害状況即報〕（→資料編に示す。）の様式により、県（災害対策本部、地方本部経由）に報告する。

県は、被害状況に関する情報をとりまとめる時間を指定するが、市（本部事務局）は内容が重要と判断される情報を入手したときは、隨時報告する。

エ 災害確定報告

市は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行う。

オ その他

以上のほか、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）による即報基準に該当する場合は県へ、直接即報基準に該当する場合は、県及び国（消防庁）へ、災害の覚知後30分以内で可能な限り早く分かる範囲で第一報を報告する。

カ 画像情報の送信

市（本部事務局）、応援団体等は画像情報を送信することができる場合は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したとき、速やかに被害状況等の画像情報を県に送信するよう努める。

- (1) 直接即報基準に該当する火災・災害等
- (2) 市の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
- (3) 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等
- (4) 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

6 情報共有

市及び関係機関は、相互の情報共有に努める。

(1) 庁内の情報共有

地域本部（地域本部事務局：地域振興課）は、振興局管内の被害状況及び応急対策実施状況等をとりまとめ、本部事務局（本部設置前は危機管理課）に報告する。本部事務局（本部設置前は危機管理課）は、市全体の状況をとりまとめ、地域本部（地域本部事務局：本部設置前は地域振興課長）へメール等により伝達する。

(2) 市と関係機関等

市（本部事務局）、国及び県は、被害状況や対策実施状況等を毎日交換し、市は国及び県以外の関係機関に対して、被災状況や対策実施状況等を毎日提供する。国及び県以外の関係機関は市の求めに応じ又は必要に応じ、収集した情報を市（本部事務局）に提供する。なお、関係機関は、必要に応じて相互に連絡員を派遣する。

市の窓口	関係機関
本部事務局	県（県民局）、警察署、海上保安署、豊岡河川国道事務所、西日本旅客鉄道、関西電力送配電、NTT各社、消防団、豊岡エネルギー、FM

市の窓口	関係機関
	たじま、社会福祉協議会

7 被災情報の収集・調査

市及び関係機関等は、事故・災害応急対策、事故・災害記録、事故原因の調査・研究等に必要な情報を収集、調査する。

(1) 情報収集

事故・災害発生直後から、市（各部）及び関係機関は、担当地域や所管施設等の情報を収集する。また、市（各部）は、災害の発生情報や道路通行止め情報、避難場所に関する情報などについて、情報共有を図る。

点検・巡回結果に異常があると認められるときは、速やかに市（本部事務局、地域本部事務局）に報告するとともに、各機関とも連携して、可能な限りの安全措置を講じる。なお、重要情報（死者・重傷者の発生）や重要な現象の発見（河川の堤防の決壊や地すべり等の前兆）、緊急を要する措置（避難指示や警戒区域の設定、交通規制の実施等）を確認した場合は、速やかに各部長へ報告する。なお、この場合、状況に応じて画像による情報提供に努める。

また、入手した情報に不確定な内容が含まれる場合は、現地へ職員を派遣し、速やかに正確な情報収集のうえ、市（本部事務局）に報告する。

区長又は自主防災組織等は、区民等の安否確認を行うとともに、地域内の被災情報を収集し、所定の様式に基づき速やか（遅くとも1週間以内）に市（関係の部）に報告する。

報告内容及び報告先は次のとおりとする。

被害の内容	本部報告先	地域本部報告先
家屋被害	調査部	地域調査衛生部
衛生薬剤	衛生部	地域調査衛生部
農林水産被害	農林部	地域工務部
道路・河川・土砂災害	工務部	地域工務部
災害廃棄物・集積所	衛生部	地域調査衛生部

(2) 被災者支援のための情報の収集・活用

ア 住民からの問い合わせに対する回答

市（応援復旧部）は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、業務ごとの人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。各部は体制整備に協力する。

市（本部事務局）は、被災者の安否について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答することができる。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

この場合において、住民からの照会に係る回答にあっては、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者(DV(ドメステ

第1節 第3款 情報の収集・伝達及び報告

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

イックバイオレンス)被害者)等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努め、災害時における安否不明者等の氏名等の公表方針(令和5年10月27日付け兵庫県危機管理部)による公表をもって回答するものとする。

イ 被災者台帳の作成

市(支援部)は、市(本部事務局)と連携して、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(被災者台帳に記載する事項)

<災害対策基本法>

(被災者台帳の作成)

第90条の3 略

2 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(1) 氏名

(2) 生年月日

(3) 性別

(4) 住所又は居所

(5) 住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況

(6) 援護の実施の状況

(7) 要配慮者であるときは、その旨及び避難行動要支援者に該当する事由

<災害対策基本法施行規則>

(被災者台帳に記載又は記録する事項)

第8条の5 法第90条の3第2項第8号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 電話番号その他の連絡先

(2) 世帯の構成

(3) 災害証明書の交付の状況

(4) 市長が台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先

(5) 被災者台帳の作成に当たつて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号

(6) 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時

(7) 前各号に掲げるもののほか、その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

(3) 被害調査

ア 所管施設等の調査

事故災害の危険が解消した段階で、市（各部）及び関係機関は、所管施設等の被害調査を行い、調査結果を市（本部事務局）に報告する。

※調査事項及び担当は、資料編に示す。

また、市（地域本部各部）は、調査結果を地域本部事務局及び本庁災対本部の担当部に報告する。ただし、緊急対応を要する事象を確認したときは、即時に報告する。

イ 被害家屋の調査

市（調査部）は、県の家屋被害認定士養成講習会を受講し、認定士資格を得た職員や過去の災害において家屋被害調査経験のある職員を中心に災害に係る住家の被害認定調査の実施体制を早期に確立し、り災台帳の作成及び早期のり災証明書の発行に努める。

また、調査要員が不足する可能性がある場合には、あらかじめ県に状況を伝え、家屋被害認定士資格者の派遣の要請の可能性について通知しておく。

調査要員が不足する場合は建築士会等へ協力を要請する。なお、他から職員等の応援を受ける場合、あらかじめ定めた受援計画に基づき、支援部とも連携し、受入調整を行う。

区・自主防災組織、住民等は、市が実施する家屋被害認定調査の円滑な実施が、被災者の早期復旧・復興につながるという視点から、区内の被害状況の説明や区内の調査先の案内等について可能な協力を行うよう努める。

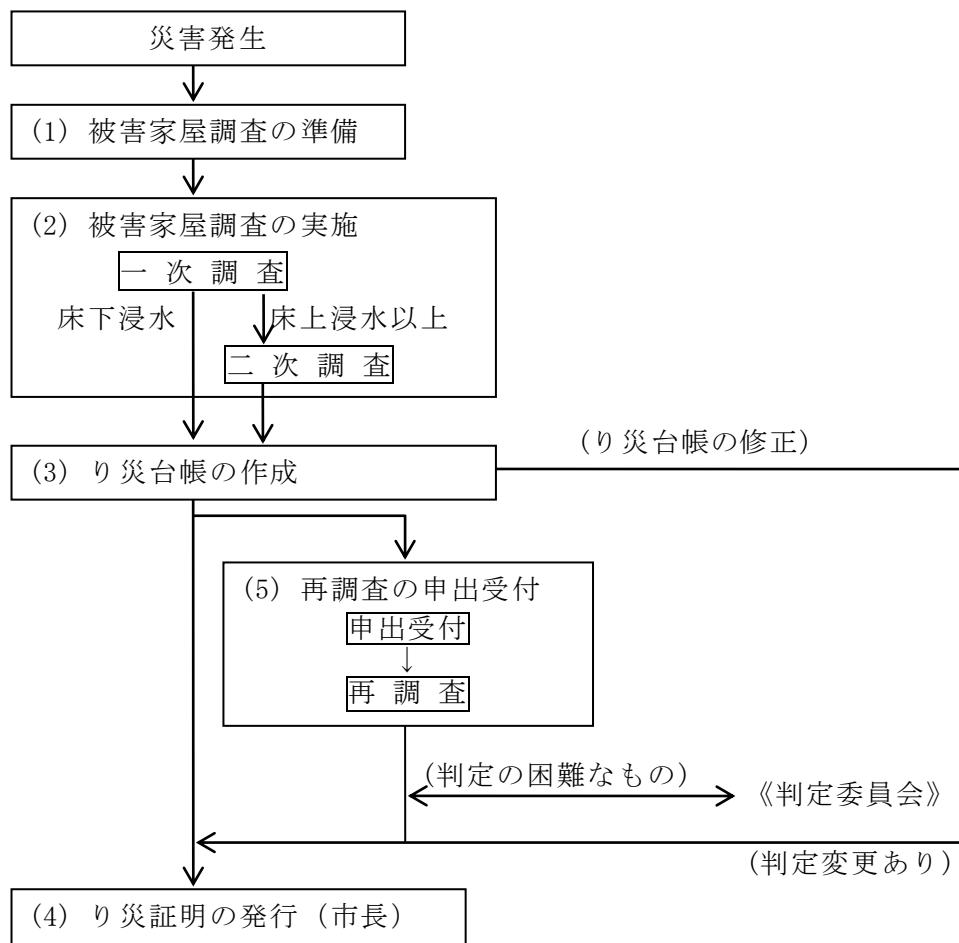
り災証明書の交付（災害対策基本法第90条の2）

- 1 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「り災証明書」という。）を交付しなければならない。
- 2 市町村長は、災害の発生に備え、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第1節 第3款 情報の収集・伝達及び報告

第1章 総則
第2章 災害予防
第3章 風水害応急
第4章 地震・津波災害応急
第5章 雪害・大規模事故等災害応急
第6章 災害復旧・復興

家屋被害認定調査の流れ



(ア) 被害家屋調査の準備

市（調査部）は、被災家屋総数及び被災規模の大きいエリアの把握に努めるとともに、被害状況の速報を基に次の準備を行う。

- ① 税務関係職員を中心とした調査員を確保する。なお、市職員のみでは対応できないと判断した場合は、県、近隣市町及び民間団体への協力を要請する。
- ② 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。
- ③ 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備する。

(イ) 被害家屋調査の実施

① 一次調査

被害家屋を対象に2人1組で被害程度（浸水・損壊程度及び被災家具等）を被災者から聴き取り、実測等により調査し、調査票に記録する。

② 二次調査

一次調査により床上浸水以上の被害と認められる場合は、二次調査を実施する。

(ウ) り災台帳の作成

調査票を基に、り災証明書の発行に必要な被災情報等を入力し、り災台帳を作成する。

(エ) り災証明書の発行

り災台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、遅滞なく被災家屋のり災証明書を発行する。

※り災証明の様式は、資料編に示す。

(オ) 再調査の申出と再調査の実施

被災者は、り災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、再調査を申し出ることができる。

市（調査部）は、申出のあった被災者の当該家屋について、迅速に再調査を行い、判定結果を当該被災者に連絡するとともに、必要に応じてり災台帳を修正し、り災証明書を発行する。

なお、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見をふまえ、市長が判定する。

(カ) り災証明等に関する広報等

市（応援復旧部）は、り災証明書の発行及び再調査の受付、その他の被災者支援の取り組みを円滑に行うため、発災後、速やかに総合相談窓口について各部と調整のうえ設置するとともに、被災者支援に関する情報をとりまとめ、広報紙やパンフレット等により被災者への周知を図る。

(キ) り災台帳の情報の利用

市長は、次に該当する場合、り災台帳に記載し、又は記録された情報を、目的外利用又は提供できるものとする。

- ① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- ② 市が被災者に対する救護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ③ 他の地方自治体にり災台帳の情報を提供する場合、提供を受ける者が、被災者に対する救護の実施に必要な限度で提供に係るり災台帳の情報を利用するとき。

(ク) 県等からの被災者情報の提供

市長は、り災台帳の作成のため必要があると認めるときは、県知事等に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

ウ 被害車両の調査

市（調査部）は、車両の被害認定を求められたときは、申請者に対し被災自動車の移動に関与した物の証明書の添付を求め、その内容に応じてり災証明を発行する。

8 支援要請

市（各部）及び関係機関は、大規模な被害により単独での応急対応が困難な場合、次の系統で県に支援を要請する。

第1節 第3款 情報の収集・伝達及び報告

県等への要請事項・要請担当（市担当部）・要請先一覧			
	要請事項	要請元	要請先
第1章 総則	自衛隊派遣要請	市（本部事務局）	県地方本部
	各種支援要請		県地方本部事務局
	隣接市町での避難所の開設		
	陸上鉄道輸送の要請		
	海上輸送の要請		
	航空輸送の要請		
	陸上自動車輸送のあっせん		
	物資のあっせん		
	物資のあっせん（福祉関係機器）		
	食料の調達・あっせん		
第2章 災害予防	放送要請	市（農林部）	
	緊急警報放送要請		
	報道要請		
	ヘリの出動		
	警察官の協力要請		警察署
	非常災害用木材の調達・あっせん		豊岡農林水産振興事務所
	大規模店舗等の早期営業要請		県民局地域政策室地域づくり課（産業観光担当）
第3章 風水害応急	建設資機材等のあっせん	市（工務部）	県本部事務局
	救助用建設資機材	市（消防部）	県本部事務局
	消防・救急応援		
	感染症対策薬剤等の提供	市（救護部）	豊岡健康福祉事務所
	保健師・栄養士等保健関係者の派遣		豊岡健康福祉事務所
	医療関係者の派遣		豊岡健康福祉事務所
第4章 地震・津波災害応急	血液の安定供給	市（救護部）	県薬務課
			赤十字血液センター
	ヘリによる患者搬送	各医療機関	市（消防部）→県本部事務局
	患者受入医療機関のあっせん		豊岡健康福祉事務所
	船艇による患者搬送		
	ライフラインの優先復旧（医療機関関係）		
	医療用水の確保		
第5章 雪害・大規模事故等災害応急	入院患者に対する食事の提供	各医療機関	
	医薬品の供給		市（救護部）→県薬務課
	ガレキ処理対策、ごみ処理対策、し尿処理対策（仮設トイレあっせん等）	市（衛生部）	県民局地域政策室環境課
	遺体処置・埋火葬（広域火葬、ドライアイス・棺等の確保、あっせん、遺体の搬送）		豊岡健康福祉事務所
	風呂対策支援		
	愛玩動物の保護・収容	市（工務部）	動物愛護センター但馬支所
	被災宅地応急危険度判定士の派遣		県建築指導課
	応急仮設住宅の建設支援		県公営住宅課
第6章 災害復旧・復興	公営住宅の一時入居		豊岡土木事務所
	飲料水の供給、給水車の派遣、水道復旧工事に関する人材派遣	市（水道部）	日本水道協会兵庫県支部但馬ブロック代表市（副代表朝来市）→県企業庁水道課

第4款 関係機関等との連携

担当	市	本部事務局、支援部、消防部
	関係機関	県、警察署、自衛隊
	関係団体	

1 専門家・専門機関等への協力要請

市（本部事務局）は、大規模事故災害が発生し又は発生するおそれがあり、必要があると認めるときは、県に対して、専門家・専門機関等の助言等の協力を要請する。

(1) 要請事項

- ア 災害時医療救護活動（初動対応の調整、負傷者搬送や救護班派遣調整）
- イ 災害医療（広範囲熱傷、多発外傷、化学物質等の中毒等の治療）
- ウ 消火活動（職員の化学防護、消火手法等）
- エ 避難対策（爆発等の影響範囲の算出、避難対策の実施の是非）
- オ 危険物等による汚染の除去（事業者による除去及び除染作業の確認）
- カ 各種制限措置の解除（各種制限措置の解除の是非、安全宣言の是非）
- キ 鉄道又は道路構造物の被災等の場合の復旧等の措置
- ク 代替交通対策
- ケ 心身の健康相談（危険物等に係る相談への回答）

(2) 経費の負担

専門家・専門機関等の派遣等に要した経費は、県と協議の上、負担する。

2 自衛隊への派遣要請

市（本部事務局）は、必要に応じて次の手続きをとる。

(1) 災害派遣要請の方法

ア 市長は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、県民局長、管轄の警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し、フェニックス防災端末及び電話により自衛隊の派遣要請をするよう求めることができる。（災害対策基本法第68条の2）

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

①要請責任者の職氏名

②災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類

③派遣地への最適経路

④連絡場所及び現場責任者の氏名並びに標識又は誘導地点とその標示

⑤ヘリコプター要請の場合はヘリポート適地

⑥火災の場合は取水点

第1節 第4款 関係機関との連携

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

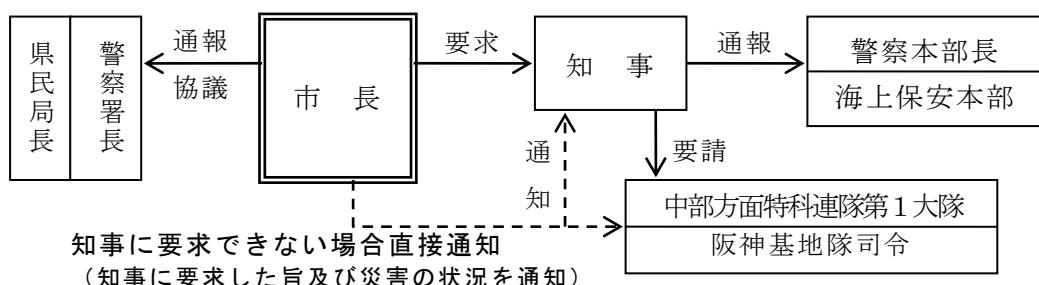
第6章
災害復旧・復興

- ⑦現場での共同作業が想定される場合はその機関、勢力等
 イ 市長は、通信の途絶等により、知事に対して前記①の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊（中部方面特科連隊第1大隊第1中隊長又は阪神基地隊司令）に通知することができる。

この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができる。

- ウ 市長は、前記②の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

○派遣及び撤収要請手続経路



(2) 要請先等

ア 要請先

区分	あて先	所在地
陸上自衛隊	中部方面特科連隊第1大隊第1中隊長	姫路市峰南町1番70号
海上自衛隊	阪神基地隊司令	神戸市東灘区魚崎浜町37
航空自衛隊	(第3師団長経由)	(伊丹市広畑1の1)

イ 連絡先

区分	電話番号	
	勤務時間内	勤務時間外
県	(078)362-9900 (時間内外とも) 衛星電話7-151-5331・5332 FAX(078)362-9911～9912 (時間内外とも)	
	(078)362-9988 衛星電話7-151-3140 FAX(078)362-9911～9912	(078)362-9900 FAX(078)362-9911～9912
自衛隊	陸上自衛隊 中部方面特科連隊 (第1大隊第1中隊)	(079)222-4001 内線650 (火力調整幹部) 238 (警備幹部) 410 (中隊長) 416 (情報陸曹) 衛星電話7-984-31～33 FAX 079-222-4001
	海上自衛隊 阪神基地隊 (警備科)	(078)441-1001 内線230 FAX 078-431-1196
	航空自衛隊 第3師団 (第3部防衛班)	(072)781-0021 内線3734, 3735 FAX 072-779-6700
		(079)222-4001 内線302 (駐屯地当直司令) FAX 079-222-4001
		(078)441-1001 内線220 (当直幹部) FAX 078-431-1196
		(072)781-0021 内線3301 (司令部当直) FAX 072-779-6700

※緊急文書をFAXで送信する場合は、事前又は事後にその旨を電話連絡し、確実性を期すること。

(3) 受入準備

派遣を要請した場合、市（支援部）は、市（消防部）、警察署等と十分調整のうえ、関係する市（各部）に対し、次の措置を講じるよう要請する。

ア 作業実施期間中の現場責任者、連絡方法及び連絡場所の指定。

イ 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備。（自衛隊の装備に係るものを除く。）

派遣部隊の活動に必要な資機材は、原則として自衛隊が準備するが、被災現場で急に必要となった資機材等で自衛隊から要請があった場合。

ウ 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地となる受入拠点の準備。

施設の開錠、進入ルートの確保、派遣部隊の誘導等。

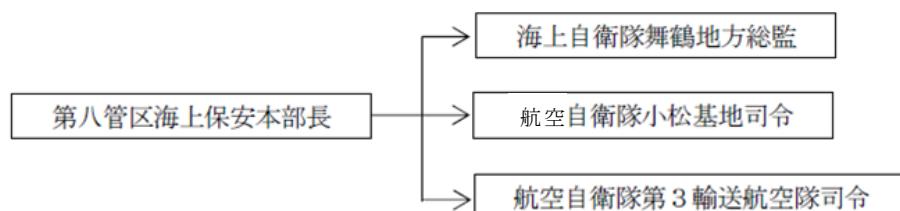
なお、受入拠点の候補地は、次のとおりとする。

派遣地域	受入拠点候補地	所在地	座標	臨時ヘリポート	浸水想定の浸水深	土砂災害警戒区域	敷地面積(m ²)
豊岡・円山川左岸	総合市民グラウンド	戸牧359	828324	有	0m	なし	20,900
豊岡・円山川右岸	神美台スポーツ公園	神美台157-40	879303		0m	なし	26,100
城崎	城崎中学校グラウンド	城崎町湯島617	822425		0m	急傾斜土石流	10,628
竹野	たけのこうえんグラウンド	竹野町須谷1395	783438	有	0m	なし	13,000
日高	植村直己記念スポーツ公園	日高町野829	754240	有	～0.5m	なし	9,800
	円山川防災ステーション	日高町西芝	825282	有	円山川河川区域内	なし	750
	但馬ドーム	日高町名色88-50	714277		0m	なし	99,134
出石	出石川防災センター	出石町袴狭380-1	882274		0m	なし	4,529
但東	但東中学校グラウンド	但東町三原108-1	957259		なし	なし	17,192

※座標は、グリッド入り電子国土基本図（国土地理院：<http://maps.gsi.go.jp/>）におけるUTMポイント（100m単位）を示す。

(4) 兵庫県北部沿岸への自衛隊派遣（海上保安本部長が行う場合）

兵庫県北部沿岸への自衛隊の派遣要請は、第八管区海上保安本部長が行う。



第1節 第4款 関係機関との連携

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

(5) 撤収要請

自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めるときは、市長は、知事に対し、災害派遣要請の方法に準じて撤収の連絡を行う。

(6) 自主派遣基準

自衛隊の指定部隊等の長（中部方面特科連隊第1大隊第1中隊長等）は、災害の発生が突発的で、救援が特に急を要し、要請を待つまいとまがないときは、自衛隊法第83条2項に基づき、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続をとる。

(自主派遣の判断基準)

ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

イ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長から災害に関する通知、管轄の警察署長等から通報を受け、又は、部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

ウ その他災害に際し、上記①及び②に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待つまいとまがないと認められる場合

（自衛隊法第83条2項）

(7) 活動内容

自衛隊が人命又は財産の保護のために行う応急救援・復旧のための活動は、次のとおりである。

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集

イ 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

ウ 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等の捜索救助（通常他の救援作業等に優先して実施）

エ 消火活動

利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は、航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常関係機関が提供）

オ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊している場合又は障害物がある場合の啓開除去

カ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策（薬剤等は、通常派遣要請者が提供）

キ 通信支援

災害派遣部隊の通信連絡に支障を来さない限度で実施

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）

- ヶ 炊飯及び給水
 - 炊飯及び給水の支援
 - ｺ 物資の無償貸付又は譲与
 - 防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年總理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸付又は救じゅつ品の譲与
 - ｻ 危険物の保安及び除去
 - 能力上可能なものについて、火薬類、爆発物、不発弾等危険物の保安措置及び除去
 - ｼ その他
 - その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの
- (8) 経費の負担区分
- 市は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担する。
- ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものと除く。）の購入費、借上料及び修繕費
 - イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料その他付帯する経費
 - ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等
 - エ 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものと除く。）

3 関係機関との連携

(1) 市の対応

ア 県への応援要請

市長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要請又は災害応急対策の実施の要請を行うことができる。（災害対策基本法第68条）

また、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関、特定公共機関、他の市町村若しくは特定地方公共機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。（災害対策基本法第30条第1項及び第2項）

イ 指定地方行政機関等への応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関又は指定公共機関の長に対し、職員の派遣を要請する。（災害対策基本法第29条第2項）

ウ 他市町等への応援要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求めることができる。（災害対策基本法第67条）

また、関係団体に対し「災害時相互応援協定」による協力を求めるなど、迅速かつ的確な対策の実施に努める。

エ 応援の受入れ

市（支援部）は、関係する各部に対し、あらかじめ定める応援受入に関する計画に基づき、受入れについて調整する。市（各部）は、応援機関の案内等に対応する受援担当者を定めるとともに、地図等の情報、応援先の災害状況等の情報提供に努める。

なお、市（本部事務局、消防部）は、自衛隊、緊急消防援助隊、警察の派遣部隊等

第1節 第4款 関係機関との連携

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

の活動拠点の設定にあたり、各部隊の連携と活動の円滑化を図るため、同一エリア内に設けるよう関係部隊と調整する。

※豊岡市受援計画については別に定める。

※関係機関、自治体、関係団体等との災害時相互応援協定、覚書は、資料編に示す。

(2) 市（消防部）の対応

ア 兵庫県広域消防相互応援協定に基づく応援（消防組織法第39条）

消防長は、災害の規模等により応援を要請する場合、応援を求めようとする市町等の消防長に対し、電話、FAX又は兵庫衛星通信ネットワークにより行う。

応援の要請に際しては、次の各号に定める事項を連絡する。

(ア) 災害の発生場所及び概要

(イ) 必要とする車両、人員、資機材、集結場所及び活動内容

(ウ) 集結場所及び活動内容

(エ) その他必要事項

市（消防部）は、応援要請を行った場合、その旨を県消防課に対して通報する。

イ 関係機関との相互協力（消防組織法第42条、大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定）

消防部及び警察署は、住民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力する。（消防組織法第42条）

ウ 緊急消防援助隊の出動要求

市長は、市及び消防相互応援（消防組織法第39条）による消防力をもってしても災害に対処できないときは、消防庁長官による緊急消防援助隊の出動のための必要な措置（消防組織法第44条）がとられるよう知事に要請する。

※緊急消防援助隊（地上部隊）進出拠点は、資料編に示す。

※消防隊の応援受入に関する計画は別に定める。

4 ヘリコプターの運航

(1) 要請基準

市（本部事務局、消防部）は、現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、県消防防災ヘリコプター及び他の消防本部若しくは自衛隊等のヘリコプターによる次の用務の支援を必要とする場合は、県又は各機関に対してヘリコプターの運航を要請する。

ア 救急活動

イ 救助活動

ウ 火災防御活動

エ 情報収集活動

オ 災害応急対策活動

(2) 要請手続き

ア 県に対する要請

市（本部事務局、消防部）又は消防長は神戸市消防局警防部司令課に対しへリコプタ

一の支援要請を行い、事後速やかに所定の兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書を県（消防保安課）に提出する。

ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。

イ　自衛隊に対する派遣要請

自衛隊に対する派遣要請は、「2　自衛隊への派遣要請」によるものとする。

(3) 要請先

他機関に対する要請

他府県消防本部等（大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱）、近畿地方整備局（災害時の応援に関する申し合わせ）、海上保安本部、自衛隊等については、県災害対策本部事務局又は各機関の担当部局へ要請する。

ア　県災害対策本部非設置時

昼間（8:45～17:30）の要請は電話会議システムにより行う。

夜間（17:30～翌朝8:45）の要請は神戸市消防局警防部司令課に対して行う。

神戸市消防局警防部司令課 TEL (078) 333-0119

衛星電話 7-100-42

FAX (078) 325-8529

イ　県災害対策本部（災害警戒本部）が設置された場合

災害対策本部事務局 TEL (078) 362-9900

衛星電話7-151-5331・5332

（県災害対策センター内） FAX (078) 362-9911～9912

(4) 要請に際し連絡すべき事項

ア　災害の発生場所、発生時間、内容、原因

イ　要請を必要とする理由

ウ　活動内容、目的地、搬送先

エ　現場の状況、受入体制、連絡手段

オ　現地の気象条件

カ　現場指揮者

キ　その他必要事項

(5) 市において措置する事項

ア　本部事務局、消防部は、離発着場の選定を行う。

イ　消防部は、離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）を行う。

※臨時ヘリポート予定地は、資料編に示す。

(6) 患者の搬送

医師は、患者の搬送の可否を判断し、搬送する場合にはヘリコプターに同乗するとともに、受入先の病院、窓口責任者等について体制の整備を図っておく。

5 市外の被災地に対する応援

(1) 情報収集の実施

市（本部事務局）は、市外で災害が発生し、大きな被害が予想される場合は、県災害

第1節 第4款 関係機関との連携

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

対策課を通じて状況を確認するなど、被災地の状況の把握に努める。なお、市が災害時応援協定を締結している自治体の被災状況に関しては、協定事務局等を通じても、情報収集に努める。

また、関西広域連合の緊急派遣チーム（先遣隊）等、県の関係者が派遣されている場合は、先遣隊等の得た情報や他の応援組織（協定締結自治体、水害サミット参画自治体、全国知事会、総務省の災害マネジメント総括支援員制度等）の動向等を勘案し、市の対応を判断する。

なお、現地での情報収集の必要性があると市長が判断した場合は、本部関係部署の職員を派遣する。

(2) 応援の実施

市（本部事務局）は、災害時相互応援協定の締結自治体及び姉妹都市への支援を優先する。

また、災害時相互応援協定を締結していない被災自治体への支援については、次のとおりとする。

市（本部事務局）は、関西広域連合において応援を行うことが決定し、市長が応援の実施を判断した場合は、市（支援部）の調整に基づき、可能な限り主に次の業務について関係各部の職員を派遣する。

ア 家屋被害認定調査（主担当：調査部）

イ 災害廃棄物処理、運搬等（主担当：衛生部、工務部）

なお、被災地への応援にあたっては、市で継続した支援が可能かどうかを検討のうえ、実施するよう努める。本市の被災地支援の考え方については、次の通り。

第1：県内応援（被災地が属する都道府県内自治体による支援）

第2：ブロック内応援（被災自治体が属する都道府県が属するブロック内での支援）

第3：ブロック間応援（被災自治体が属するブロックの隣接ブロックによる支援）

第4：全国知事会、関西広域連合の枠組みでの全国的な応援

第5款 災害救助法の適用

担当	市	各部
	関係機関	県、各機関
	関係団体	

1 適用基準等

(1) 適用基準

本市において、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号のいずれかに該当するときに、知事が災害救助法を適用する。

- ア 市内で住家の滅失世帯数が80以上（災害救助法施行令第1条第1項第1号）
- イ 県の区域内で住家の滅失世帯数が2,500世帯以上に達し、かつ、市の区域内で住家の滅失世帯数が40以上（災害救助法施行令第1条第1項第2号）
- ウ 県の区域内で住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難にする内閣府令で定める特別な事情（※1）がある場合であって、かつ、多数の世帯の住家が滅した場合（災害救助法施行令第1条第1項第3号前段基準及び後段基準）

※1 内閣府令で定める特別な事情

被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合

- エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること（災害救助法施行令第1条第1項第3号後段）

- オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準（※2）に該当する場合（災害救助法施行令第1条第1項第4号）

※2 内閣府令で定める基準（次のいずれかに該当すること。）

（ア）災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

（イ）被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

- カ 灾害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示された場合（災害救助法第2条第2項）

(2) 滅失世帯数の算定（災害救助法施行令第1条第2項）

住家の滅失世帯数は、住家の被害程度に応じて、次のように換算する。

- ア 全壊（全焼・流失）した世帯は、1世帯をもって住家の滅失した1の世帯とみなす。
- イ 半壊（半焼）した世帯は、2世帯をもって住家の滅失した1の世帯とみなす。
- ウ 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住できない世帯は、3世帯をもって住家の滅失した1の世帯とみなす。

(3) 適用手続

第1節 第5款 災害救助法の適用

第1章
総則

第2章
災害予防

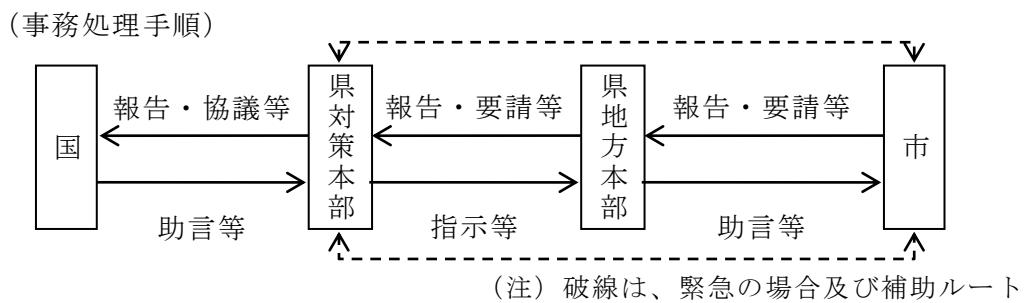
第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

市長は、災害の規模が、(1)の基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、次の手順により被害状況等を知事に報告しなければならない。そのうえで、災害救助法の適用について要請する。



2 救助の実施

(1) 実施項目

市長は、知事からの通知に基づき、知事の権限に属する災害救助法による救助の実施に関する事務の一部を、通知の範囲で行う。この場合、市（各部）は、地域における公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施する。

ただし、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施することができる。

救助実施項目	救助実施期間	市の担当
避難所の設置	7日以内	避難部
福祉避難所の設置	7日以内	避難部
応急仮設住宅の供与（建設型応急住宅）	○着工期間：20日以内 ○供与期間：完成の日から2年以内	工務部
応急仮設住宅の供与（賃貸型応急住宅）	○着工期間：発災後の日から速やかに ○救助期間：最長2年	工務部
炊き出しその他のによる食品の給与	7日以内	救護部
飲料水の供給	7日以内	水道部
被服、寝具その他生活必需品の給与 又は貸与	10日以内	支援部・避難部 ・救護部
医療及び助産	○医療：14日以内 ○助産：7日以内	救護部
被災者の救出	3日以内（通常3日経過以降は「死体の搜索」に移行）	消防部
被災した住宅の応急修理	3ヶ月以内に完了	工務部
学用品の給与	教科書等：1ヶ月以内に支給完了 文房具等：15日以内に支給完了	避難部
埋葬	10日以内	衛生部

第1節 第5款 災害救助法の適用

死体（不明者）の搜索	10日以内	消防部
死体の処理	10日以内	救護部
障害物の除去（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）	10日以内	工務部

※いずれも災害発生の日から（助産を除く）

※救助実施に関する対象・方法・限度額・特別基準等についての詳細は、最新の県「災害救助の手引き」等を確認のうえ、県災害対策課等と十分に調整のうえ実施すること。

災害が発生するおそれ段階の救助項目

	避難所・福祉避難所の供与	要配慮者の輸送
対象者	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者（法第2条第2項）	高齢者や障害者等で避難行動が困難な要配慮者、自ら避難することが困難な状況にある者
費用の限度額	避難所：1人1日当たり330円以内 福祉避難所：避難所限度額に加えて、通常の実費を加算	地域の実情に応じた額（実費）
救助期間	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	
対象経費	災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費等	・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
市の担当	避難部	救護部

(2) 関係機関

関係機関は、救助に必要な人員の確保・物資の調達等、救助活動の実施に際して、県、市及び救助活動の実施機関に協力する。

(3) 実施基準

市長は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」等による基準で救助を実施することが困難と判断される場合は、救助実施期間の延長や限度額の引き上げ等について弾力的に対応するための「特別基準」の適用を迅速に県知事に要請する。この場合、実施期間の延長については基準に示された期間内に要請する。

※「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」等は、資料編に示す。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第1節 第6款 消火活動の実施

第1章
総則

第6款 消火活動の実施

担当	市	消防部
	関係機関	
	関係団体	

第2章
災害予防

1 消防部の対応

大規模事故発生時の消防力の効果的な運用を図るため、次のとおり活動体制を確立する。

(1) 重点目標

消防力の効果的な運用を図るため、防御活動の重点目標を次のとおりとする。

- ア 大規模火災の発生を未然に防止するため、火災の初期鎮圧と延焼防止
- イ 危険物施設に対する防御
- ウ 避難経路の火災防御
- エ 救助・救急
- オ 情報活動
- カ 広報

(2) 消防計画に定める基本的事項

大規模事故に備えるため、消防計画に定める基本的事項を次のとおりとする。

- ア 本部における所掌事務に関する事項
- イ 消防部と消防団の業務分担に関する事項
- ウ 職員の動員と編成・配置
- エ 通信網の確保に関する措置
- オ 情報収集等に関する体制
- カ 本部事務局との連絡等に関する事項
- キ 警察署をはじめ関係機関との連絡等に関する事項
- ク 重点防御に関する方針
 - (ア) 密集地の火災・危険物施設の事故等に対する措置
 - (イ) 避難経路の防御に対する措置
 - (ウ) 救助・救急に関する措置
 - ケ 広報に関する措置

(3) 応援要請等

必要に応じて知事の応援指示権の発動並びに他府県への応援要請を依頼する。

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第7款 救助・救急・医療対策の実施

第1 人命救出活動の実施

担当	市	本部事務局、支援部、消防部
	関係機関	警察署、海上保安署、自衛隊
	関係団体	区・自主防災組織、建設業協会等、住民、事業所

1 救出体制の確立

(1) 市の救出体制

ア 市（消防部）は、必要に応じて1隊2人以上で救助隊を編成するとともに、災害（雪害、航空、鉄道、道路災害等）に応じた救助資機材、緊急輸送車両等を確保し、負傷者等を救出する。

イ 市（本部事務局）は、救出活動が困難な場合、可能な限り次の事項を明らかにして、県に救出活動の実施を要請する。

（ア）応援を必要とする理由

（イ）応援を必要とする人員、資機材等

（ウ）応援を必要とする場所

（エ）応援を必要とする期間

（オ）その他必要な事項

ウ 災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）を対象として捜索活動を実施する。

（ア）行方不明者情報の収集

市（本部事務局）は、被災者相談窓口等で受け付けた捜索願い及び被災現場等での情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。行方不明者のリストは、警察署に提出し連携する。

（イ）安否不明者情報の収集

市（本部事務局）は、行方不明者のリストを作成する場合において、災害に巻き込まれたかどうかが不明で行方不明となる疑いのある者（以下この章において「安否不明者」という。）の情報があるときは、安否不明者のリストを作成する。

市は、安否不明者のリストに記載された方の県からの公表に関し、住民基本台帳の閲覧制限などの情報確認等を行い、県に報告し、行方不明者の早急な特定に繋げるものとする。

（ウ）捜索活動

救出活動のため編成された救出班は、行方不明者リストに基づき、警察署、自衛隊等と協力して行方不明者の捜索及び遺体の収容活動にあたる。行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署に連絡する。

エ 市（消防部）は、相互応援協定等に基づき、必要に応じて他の消防機関への応援要請を迅速かつ円滑に行う。市及び消防相互応援による消防力をもってしても災害に対処できないときは、緊急消防援助隊の出動を知事に要請する。

第1節 第7款 救助・救急・医療対策の実施

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

オ 市（支援部）は、救出活動が困難な場合、近隣自治体及び災害応援協定締結自治体への応援要請を行う。

(2) 警察署

警察署は、次の措置を講じる。なお、警察署長は、必要に応じて交通機動隊への応援要請を行う。

ア 要救助者、行方不明者の救出救護及び捜索活動の実施

イ 必要な交通規制の実施

(3) 自衛隊

自衛隊は、知事の要請等により救出活動を実施する。（→「自衛隊への災害派遣要請」の項を参照）

(4) 海上保安署

ア 海上における人命救助活動を実施する。

イ 負傷者等の搬送に当たっては、臨時ヘリポートの使用等関係機関との緊密な連携を図る。

(5) 区・自主防災組織、事業所、住民等

区・自主防災組織、事業所の自衛消防組織、住民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救助活動を実施する各機関に協力するよう努める。

ア 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見

イ 救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施

ウ 警察署、消防署等への連絡

(6) その他

救助活動を実施する機関は、速やかに的確な救助活動を実施するため、相互連絡による情報交換を行う。

また、人員、重機等の資材の確保について、兵庫県建設業協会豊岡支部等、建設業協会等との応援協定に基づき連携強化に努める。

第2 救急医療の提供

担当	市	本部事務局、救護部、消防部
	関係機関	県、警察署
	関係団体	病院組合、医師会、医療機関

1 負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡

負傷者等の発見者又は事故等責任機関から第1報を受信した機関は、災害の状況（日時、場所、災害の状況、死傷者の数）を必要に応じ市（消防部）及び関係機関に直ちに連絡する。

2 現場における負傷者等の救出

市（消防部）、警察署は、災害の規模・内容等を考慮の上、直ちに必要な人員機材等を現場に出動させ、救出にあたる。

3 現場から医療施設への負傷者の搬送等

- (1) 市（消防部）は、直ちに職員、搬送車両等を現場に出動させ、搬送にあたる。
- (2) 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。
 - ア 救急告示医療機関の患者搬送車の活用
 - イ その他の応急的に調達した車両の活用
 - ウ 隣接市町への応援要請
- (3) 市長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県にヘリコプターの出動を要請する。（「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等）
※兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱は、資料編に示す。

4 医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急措置

市（救護部）は、病院組合、医師会と協力し、医療関係者を現場へ出動させる。

5 負傷者等の収容先の確保

- (1) 負傷者等の収容には、下記施設の活用を図る。
 - ア 災害拠点病院（公立豊岡病院）
 - イ 救急告示医療機関
 - ウ その他の医療施設
 - エ 地区コミュニティセンター、学校等に設置された救護所及び県において設置された救護センター
 - オ 寺院（死者の場合）
- (2) 死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに警察署に連絡し、遺体調査その他所要の処理を行う。速やかな遺体調査に支障が生じる程の多数の死者が発生した場合、警察署は、警察本部経由で日本法医学会に対し応援を要請するとともに、医師会を通じて臨床医の協力を得る。

6 関係機関への協力要請

各機関は、災害の規模・内容等により必要があるときは、時機を失すことなく関係機関に協力を要請する。

7 災害の現場における諸活動の調整

- (1) 県に災害対策本部が設置された場合
県災害対策本部長又は県災害対策本部長が指名する者が諸活動の調整を行う。
- (2) 県に災害対策本部が設置されない場合
 - ア 道路、宅地等での事故等
警察本部又は市の現場指揮者が諸活動の調整を行う。
 - イ 鉄道、空港、工場での事故等
事故等責任機関（鉄道会社、空港事務所、工場等を経営する事業者）の現場指揮者が諸活動の調整を行う。

8 費用

第1節 第7款 救助・救急・医療対策の実施

第1章
総則

救急医療対策に要した費用については、現行関係法令の適用により処理しうるものは同法による。

第2章
災害予防

第3 医療対策の実施

担当	市	救護部、消防部、本部事務局
	関係機関	県、警察署、関西電力送配電
	関係団体	病院組合、医師会、看護協会、医療機関、医薬品等販売業者

1 現地救護所の設置

市（救護部、消防部）は、被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への負傷者の搬送に時間がかかる場合は、被災地に現地救護所を設置する。

2 トリアージと現場医療活動

市（救護部、消防部）は、必要に応じ、病院組合、医師会等に対しトリアージや現地における治療活動を行う医師の派遣を要請する。医師等は、救護班や救急隊員等が負傷者等の重症度や緊急救度を理解した上で、治療や輸送を行えるよう、トリアージを実施する。

災害現場での治療活動については、止血、被覆、固定、保温など応急的治療を行う。また、生命の危機に直面している負傷者に対しては気道確保や人工呼吸を行う。

3 災害拠点病院の活動

(1) 災害拠点病院（公立豊岡病院）

ア 圏域内の他の医療機関で対処できない患者を受入れ、治療にあたる。

イ 災害拠点病院の院内災害対策本部体制を中心として県から委嘱されている災害医療コーディネーター等がトリアージを行い、他の医療機関への転送が適当と判断された患者の搬送について市（消防部）へ要請する。

ウ 災害救急医療情報システム等を活用して圏域内外の医療機関に関する情報を把握し、災害医療コーディネーター等が豊岡地域医療情報センター（豊岡健康福祉事務所）に対し患者受入先の確保や医療マンパワーの確保について要請する。

4 医薬品等の供給

(1) 品目

市（救護部）は、県と協力して、発災後に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に努める。

(2) 調達方法

市（救護部）は、豊岡健康福祉事務所等の協力を得て救護所等で使用する医薬品を確保する。また、医療機関で使用する医薬品についても不足が生じる場合、豊岡健康福祉事務所等と連携し、補給を行う。

(3) 搬送、供給方法

医薬品の供給を求められた販売業者は、市（救護部）が指定する場所まで搬送する。

(4) 費用

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるものは、同法により、その他のものについては、事故責任者の負担とする。

5 多発外傷への対応

(1) 現場から医療施設への負傷者等の搬送等の初動対応

ア 市（消防部）は、多発外傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、直ちに、医師会に情報提供し、協力を依頼するとともに、救急告示病院、災害拠点病院をはじめとする医療機関へ負傷者を搬送する。

イ 市（消防部）、災害拠点病院、医療機関等は、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受入能力を考慮して、県による搬送先医療機関の広域調整、県医師会等を通じた医師等の派遣要請が必要となる可能性があると判断した時点で、その状況を県（豊岡地域医療情報センター（豊岡健康福祉事務所）又は県災害医療センター）に連絡する。

ウ 市長及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要する可能性があると判断した場合、県にヘリコプターの出動待機を要請する。

(2) 二次搬送等

医療機関は、負傷者の容態・数及び自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに市（消防部）に対し、二次搬送の要請をする。

医療機関、市（消防部）は、必要に応じて豊岡地域医療情報センター（豊岡健康福祉事務所）、災害拠点病院と連携をとり、二次搬送先を決定する。

(3) 広範囲熱傷、化学熱傷への対応

ア 現場から医療施設への負傷者等の搬送の初動対応

市（消防部）は、広範囲熱傷又は化学熱傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、必要に応じて県へヘリコプターの出動要請を行うなど、対応可能な医療機関等へ負傷者を搬送する体制を整える。

（ア）市（消防部）、災害拠点病院その他の医療機関等は、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受入能力を考慮して、他府県を含めた広域搬送が必要となる可能性があると判断した時点で、県（豊岡地域医療情報センター（豊岡健康福祉事務所）又は県災害医療センター）に連絡する。

（イ）市長及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要する可能性があると判断した場合、県にヘリコプターの出動待機を要請する。

イ 二次搬送等

（ア）災害拠点病院その他の医療機関は、負傷者の容態、数及び自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに市（消防部）へ二次搬送の要請をする。

（イ）市（消防部）及び県は連携して、対応可能な医療機関へ負傷者を搬送する。

(4) 有毒ガス、化学物質等による中毒への対応

ア 原因物質の特定

（ア）市（消防部）、警察署等は、原因物質の特定が困難な場合は、（公財）日本中毒情報

第1節 第7款 救助・救急・医療対策の実施

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

センター（大阪 中毒110番072-727-2499：24時間対応）に連絡をとり、原因物質の絞り込みを行う。

(イ) 市（消防部）、警察署、医療機関、豊岡健康福祉事務所等の関係機関は、必要に応じ、医療機関等が採取した生体試料（尿、血液等）と、想定される原因物質の情報を探して、県立健康科学研究所、県警科学捜査研究所等に検査分析を依頼する。

(ウ) 関係機関は、化学物質等による中毒の可能性が考えられる場合には、関係機関相互へ情報提供する。

イ 二次搬送等

(ア) 市（消防部）、医療機関等は、必要に応じて搬送、受入れに当たって除染を行い、二次災害防止等に努める。

(イ) 医療機関は、解毒剤等が院内にない場合は、卸売業者を通じて確保に努めるとともに、必要に応じ、市（救護部）に解毒剤の確保を依頼する。

(ウ) 市（救護部）は、解毒剤の確保ができないときは、県に要請する。

(エ) 災害拠点病院その他の医療機関は、負傷者の容態、数及び自己の施設及び医師等の確保の状況から、対応可能な医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに市（消防部）に対し、二次搬送の要請をする。

(オ) 市（消防部）は、県と連携して、対応可能な医療機関へ負傷者を搬送する。

6 間接的な被害者へのフォロー

医療機関は、被災者の家族等間接的な被害者への対応について、負傷者等への対応状況を勘案しながら、厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等を踏まえ、受入窓口や家族等の待合所を設け、被災者の健康状況を案内するなど、可能な範囲で体制を整える。

第8款 交通・輸送対策の実施

第1 交通確保対策の実施

担当	市	農林部、工務部、消防部、水道部
	関係機関	各機関
	関係団体	建設業協会等

1 被災情報及び交通情報の収集

市（農林部、工務部）は、災害が発生するおそれのあるとき、又は災害が発生した場合、警察署と連携協力して道路パトロールを強化し、道路、橋梁等の危険箇所、災害箇所の早期発見に努め、交通の支障箇所に関する情報を収集する。また、国道、県道の状況についても、各管理者からの情報収集を行う。なお、これらの情報収集は、県があらかじめ指定した緊急輸送道路ネットワーク路線及び緊急交通路を優先して行う。

2 通報連絡体制の確立

- (1) 道路、橋梁等に危険箇所、災害箇所を発見した者は、速やかに市長又は警察署に通報するものとする。通報を受けた市長又は警察署は、関係機関に連絡するものとする。
- (2) 電力、通信、水道、その他道路占用工作物の被害による道路の被害が発生した場合は、直ちに関係機関に通報する。通報を受けた関係機関は、それぞれの機関の定める業務計画により、速やかに応急措置を行い交通を確保する。

3 交通規制に関する措置

- (1) 交通規制の実施
 - ア 道路管理者、県公安委員会、警察署は、道路等の危険な状況を発見したとき若しくは危険が予想されるとき又は避難路及び緊急交通路の確保の必要があるとき等は、(2)に掲げる範囲において、それぞれ関係機関と密接な連絡を取り、速やかに必要な規制を行う。
 - イ 交通規制を行うときは、実施責任者は災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第32条第1項の規定による次の標示を設置する。ただし、緊急を要するため標示を設置する時間的余裕がないとき又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する警察官の現場における指示により、これを行うことができる。

第1節第8款 交通・輸送対策の実施

第1章
総則
第2章
災害予防
第3章
風水害応急
第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

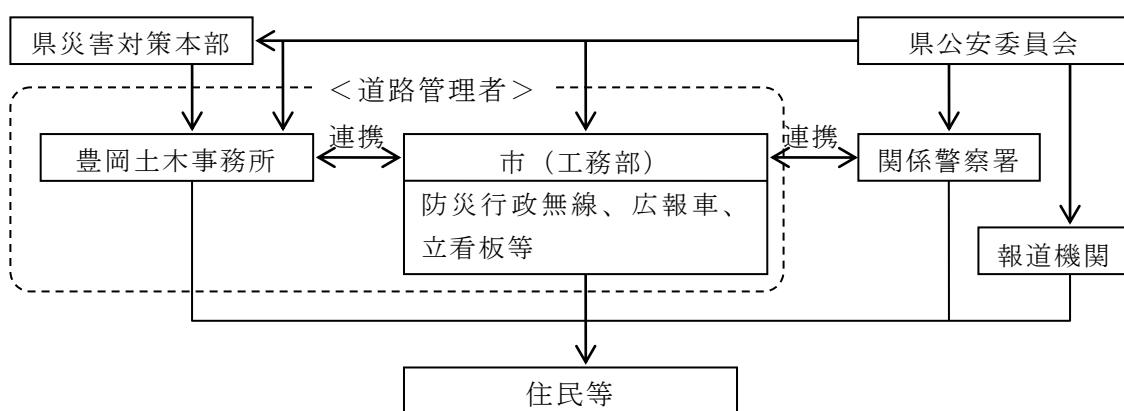
第6章
災害復旧・復興

別記様式第2（第5条関係）（平7総府令39・全改、平8総府令1・旧様式第1線下）



- 備考
- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
 - 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 - 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

ウ 交通規制を行ったときは、規制内容を立看板、テレビ、ラジオ等の報道機関、交通情報、防災行政無線、広報車両等を利用し、一般に周知する。



(2) 交通規制の実施責任者等

関係法令に基づく交通規制の実施責任者、範囲等は、次の表のとおりである。

実施責任者	範 囲	根拠法
道路管理者	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
公安委員会	1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合 2 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認められる場合	道路交通法第4条第1項 災害対策基本法第76条第1項
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合（適用期間の短いもの）	道路交通法第5条第1項
警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険を生ずるおそれがある場合（一時）	道路交通法第6条第4項

(3) 警察官、自衛官及び消防吏員の行う措置

通行禁止区域等における緊急通行車両の通行の確保のため、警察官、自衛官及び消防吏員は、次のとおり必要な措置を実施する。

実施責任者	範 囲	根拠法
警察官	1 通行禁止区域等において、緊急車両の通行妨害となる車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること等必要な措置を命ずることができる。 2 措置命令に従わないとき又は相手が現場にいないため措置をとることを命ずることができないときは、自ら措置をとることができる。また、措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法第76条の3
自衛官 消防吏員	自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行の確保のため、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれ自衛官又は消防吏員は通行の妨害となる車両その他物件について、上記の措置をとることができる。	

第1節 第8款 交通・輸送対策の実施

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

- (4) 緊急通行車両等の事前届出、確認手続等（「緊急通行車両等の確認事務等に係る取扱要領」（平成27年6月：兵庫県警察本部）

指定行政機関、指定地方行政機関、市、指定公共機関及び指定地方公共機関等は緊急通行車両等の事前届出を行い、確認手続きの円滑化を図る。

ア 事前届出の対象とする車両

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として、次のいずれにも該当する場合には、県公安委員会に事前届出を行う。

- (ア) 災害時において、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

- (イ) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、市長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に指定行政機関等が他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

イ 事前届出に関する手続

- (ア) 事前届出の申請

① 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）

② 申請先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県公安委員会（警察本部交通規制課及び警察署経由）

③ 申請書類

緊急通行車両事前届出書2通、緊急通行車両一覧表、輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を説明する書類（輸送協定書がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）及び自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

4 道路の応急復旧等

- (1) 緊急啓開路線の選定

市（農林部、工務部）は、救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、緊急道路啓開路線を選定する。選定に当たっては、必要な被災情報の収集や共有が速やかにできるよう、関係する道路管理者と連絡体制をあらかじめ構築しておくものとする。

ア 緊急啓開路線の選定基準

- (ア) 市役所、消防本部、地域防災拠点（円山川防災センター、出石川防災センター、六方防災ステーション立野拠点）警察署、病院等防災対策上重要な機関を結ぶ路線

(イ) 緊急輸送道路指定路線

- (ウ) 物資輸送拠点、地区防災拠点（避難所等）等主要な防災拠点に接続する路線

(エ) その他上記のルートを補完する路線

イ 緊急啓開路線の優先順位

緊急啓開作業を行うに当たっては、道路管理者、市（消防部）、警察署、自衛隊等の各関係機関がそれぞれ連携を図り、計画的かつ迅速に実施するとともに、被害の状況に応じて救急・救援活動等を考慮した優先順位を定め、効率的に実施する。

ウ 道路啓開の実施

市（農林部、工務部、水道部）は、関係機関と連携し効率的に、緊急啓開路線の道路啓開作業を実施する。作業に当たっては、原則として二車線の車両通行帯が確保できるよう道路上の障害物等を除去し、緊急車両の走行に支障のない程度に道路陥没、亀裂等の舗装破損箇所の応急復旧を行う。

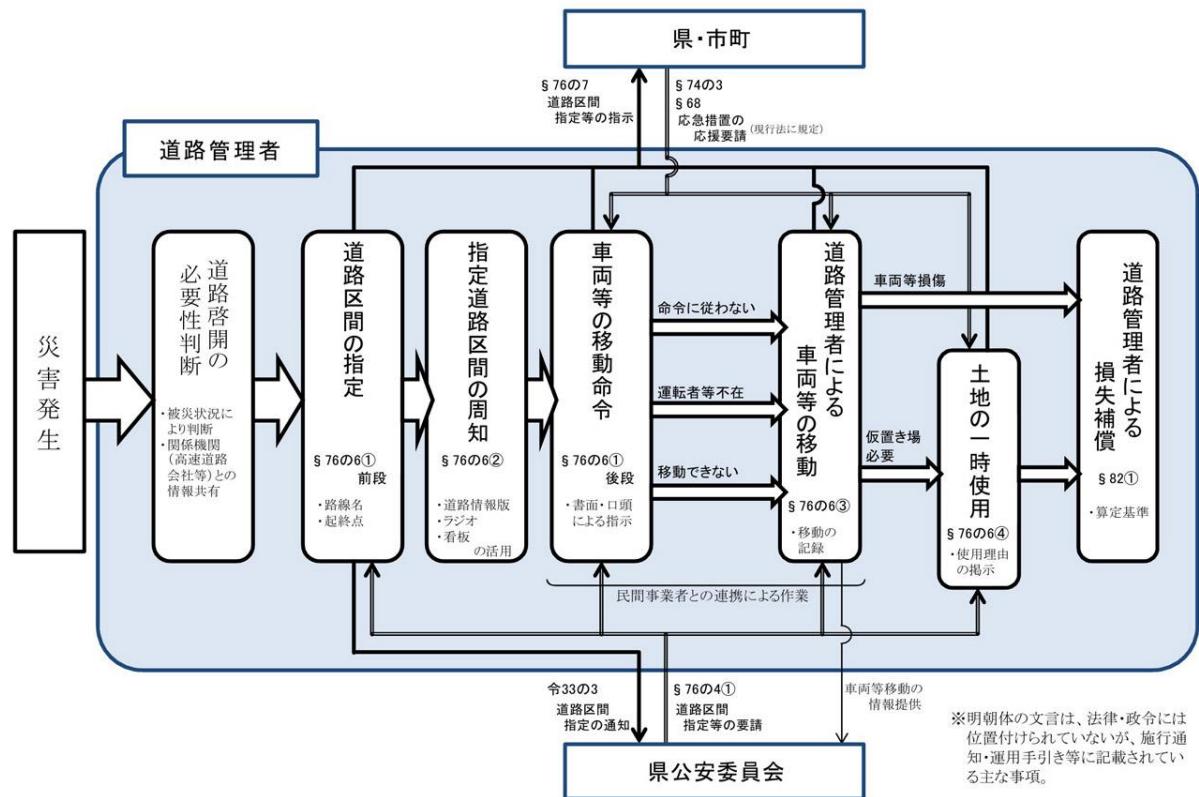
建設業協会等の関係団体は、道路管理者等と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。

5 災害時における車両の移動等

道路管理者は、災害が発生し、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがある場合、災害対策基本法第76条の6に基づき、関係する地方公共団体、高速道路会社等の道路管理者、県公安委員会等の関係機関と連携し、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両その他の物件の移動等を行う。建設業協会等の関係団体は、道路管理者等と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。

災害対策基本法に基づく車両その他の物件の移動等の流れを以下に示す。

災害対策基本法に基づく車両等の移動の流れ



資料「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」平成26年11月・国土交通省

※明朝体の文言は、法律・政令には位置付けられていないが、施行通知・運用手引き等に記載されている主な事項。

第1節 第8款 交通・輸送対策の実施

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

6 海上交通の確保

- (1) 港湾（津居山、竹野）管理者は、早急に港湾施設の被害状況を把握して、国土交通省に対し被害状況を報告し、必要に応じて応急復旧等を行う。
- (2) 漁港（田結、田久日、宇日、切浜、須井）管理者は、早急に漁港施設の被害状況を把握して、農林水産省に対し被害状況を報告し、必要に応じて応急復旧等を行う。
- (3) 海上保安署は、被害状況の把握に努め、海上交通の安全を図る。

7 空路交通の確保

- (1) 但馬空港管理者は、その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに応急復旧等を行い、航空機受入れの確保を図る。
- (2) 市（本部事務局）は、あらかじめ指定されたヘリコプター臨時離着陸場（→災害予防計画「第4節第5款 交通関係施設の整備」参照）の中から臨時ヘリポートの開設を指示するとともに、その周知徹底を図る。

第2 緊急輸送対策の実施

担当	市	本部事務局、支援部、救護部、農林部、工務部、各部
	関係機関	県、警察署、海上保安署、西日本旅客鉄道、全但バス、県トラック協会
	関係団体	北近畿タンゴ鉄道、WILLER TRAINS

1 緊急輸送道路の確保

市（工務部）は、災害発生後の被害状況を踏まえ、関係機関と調整を行い、緊急輸送道路の指定を行う。緊急輸送道路に指定された路線に対しては、各関係機関は必要な交通規制、道路啓開及び応急復旧を重点的に実施する。

2 緊急輸送の実施

- (1) 輸送体制の確立

市（支援部）は、災害時における被災者の避難、傷病者の収容及び隔離、救援物資の輸送、応急対策実施に必要な人員、資材の輸送等を円滑に処理するため、関係機関、関係団体等との十分な連携に基づき、輸送体制の確立を図る。
- (2) 緊急輸送活動の基本方針

ア 輸送に当たっての配意事項

関係機関は、輸送活動を行うに当たって、次のような事項に配意して行う。

 - (ア) 人命の安全
 - (イ) 被害の拡大防止
 - (ウ) 災害応急対策の円滑な実施

イ 輸送対象の想定

 - (ア) 第1段階
 - ① 救急・救助活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資
 - ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
 - ③ 政府災害対策要員、県・市災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
 - ④ 後方医療機関へ搬送する負傷者等

- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設・輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- (イ) 第2段階
- ① 上記(ア)第1段階の続行
 - ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
 - ③ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
 - ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (ウ) 第3段階
- ① 上記(イ)第2段階の続行
 - ② 災害復旧に必要な人員及び物資
 - ③ 生活必需品
- ウ 輸送路等に関する状況の把握
- 市（本部事務局）は、広域応援を実施する場合に備え、警察署、各道路管理者、鉄道事業者、海上保安署、港湾管理者、漁港管理者、空港管理者等と連携し、緊急輸送道路予定路線等の状況把握に努める。
- ※緊急輸送道路予定路線は、資料編に示す。
- (3) 輸送方法
- 輸送方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を総合的に勘案して、次のうち最も迅速、適切な方法により行うものとする。
- ア 自動車による輸送
- (ア) 車両の確保
- ① 市有車両
- 災害時における市有車両の集中管理及び車両の確保・配備は、市（支援部）が行い、市（各部）は緊急輸送用の車両等を必要とするときは市（支援部）に依頼する。
- 市（支援部）は、稼動可能な車両を把握し、要請に応じ配車を行う。
- 市（各部）が所有する特殊車両については、市（支援部）から要請があるまで、当該部が実施する応急対策業務に使用することができる。
- ② その他の車両の確保
- 市（支援部）は、市有車両が不足する場合又は市有以外の車両を確保する必要がある場合は、営業用、自家用車等の借り上げを要請するほか、次の関係機関に協力を要請する。
- ・県災害対策本部
 - ・兵庫県トラック協会（県は「災害時における輸送の協力に関する協定」を締結）
 - ・全但バス㈱（但馬3市2町は「災害時等におけるバス利用に関する協定」を締結）
 - ・その他（指定地方公共機関など）
- (イ) 燃料の確保
- 緊急通行車両等の燃料を確保するため、兵庫県石油商業組合但馬支部豊岡市ブロックを通じ、市内の給油所等に要請する。なお、確保が困難な場合には、県へ要請する。

第1節 第8款 交通・輸送対策の実施

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

※兵庫県石油商業組合但馬支部豊岡市ブロックとの「災害時における燃料等の優先供給等に関する協定」は、資料編に示す。

イ 鉄道による輸送

市（支援部）は、災害時において自動車による輸送が不可能なとき、あるいは遠隔地で物資資材等を確保したときで、鉄道によって輸送することが適当な場合、西日本旅客鉄道㈱に緊急配車を要請する。

ウ ヘリコプター等による輸送

市（本部事務局、消防部）は、地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合は、県に消防防災ヘリコプター等による輸送を要請する。また、必要により県に自衛隊の派遣を要請する。

市（本部事務局、消防部）は、ヘリコプターによる輸送を要請した場合は、関係機関と調整し、ヘリコプターの臨時離発着場を選定するとともに、物資の受入れ、搬入・搬出に必要な人員を確保する。

(4) 輸送路等に関する状況の把握

市（本部事務局）は、広域応援を実施する場合に備え、警察署、各道路管理者、鉄道事業、海上保安署、港湾管理者、漁港管理者、但馬空港管理者等関係機関の協力を得て、緊急輸送道路等に関する状況把握に努める。

(5) 緊急輸送協力に係る市の対応

ア 海上輸送の支援

(ア) 係留岸壁の確保

港湾管理者、漁港管理者は、効果的な緊急輸送を行うため、耐震強化岸壁のほか、陸揚げ可能な岸壁を調査のうえ、確保するとともに、緊急物資の一時保管等に必要なヤードを確保するため、ヤード使用者に対し、貨物の移動を命じることとする。

(イ) 支援要員等の確保

市（支援部）は、巡視船艇等からの緊急物資の陸揚げに必要な人員を確保するとともに、職員を緊急物資の陸揚げ現場に派遣する。

イ 空中輸送の支援

(ア) ヘリコプターの臨時離着陸場等の確保

市（消防部）は、緊急輸送に必要なヘリコプターの臨時離着陸場やホイスト地点を確保することとする。

(イ) 支援要員等の確保

市（支援部）は、航空機に緊急物資を搬入・搬出するために必要な人員を確保する。

①事前通行規制区間

②緊急輸送道路一覧

③ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧

④緊急通行車両等事前届出書及び事前届出済証（様式）

⑤緊急通行車両確認申請書（様式）

⑥緊急通行車両確認証明書（様式）

※緊急通行車両標章（様式）は、資料編に示す

第9款 避難対策の実施

担当	市	本部事務局、支援部、救護部、工務部、消防部
	関係機関	県、警察署、海上保安署
	関係団体	消防団、区・自主防災組織、民生委員・児童委員連合会、社会福祉協議会、身体障害者福祉協会、ろうあ協会、住民、放送事業者、電気通信事業者

1 避難の指示等避難情報の発令権限等

避難の指示等避難情報の発令権限と要件は次のとおりである。

なお、避難指示、緊急安全確保、屋内待避等の安全確保措置の指示に当たっては、指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該事項についての助言を求めることができる。(災害対策基本法第61条の2)

(1) 避難の指示等避難情報の発令権限と要件

発令権者	実施の要件・内容	根拠法令
市長	<p>高齢者等避難【警戒レベル3】 避難指示に備えた準備や、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に早めのタイミングで避難するための避難等の情報。</p> <p>避難指示【警戒レベル4】 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があるときは、避難の必要な居住者等に避難指示を発令し、立退き避難等を求める。屋内での身の安全が確保できる場合には屋内安全確保を促す。</p> <p>緊急安全確保【警戒レベル5】 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する場合等において、市が必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して緊急安全確保の指示を行う。 ただし、災害が発生し、又は切迫している状況において、その状況を市が必ず把握することができるとは限らないこと等から、緊急安全確保は市から必ず発令される情報ではない。</p> <p>警戒区域の設定 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があるときは、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。</p> <p>避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を県知事に報告しなければならない。 市長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。</p>	災害対策基本法第56条第2項 災害対策基本法第60条第1項 水防法第29条（立退きの指示） 災害対策基本法第60条第3項 災害対策基本法第63条

第1節 第9款 避難対策の実施

第1章 総則	知事 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことがで きなくなったときは、市長に代わって実施しなければならない。 ※市長の事務の代行を開始、終了したときは、その旨を公示する。	災害対策基 本法第60条
第2章 災害予防	警察官、海上保安官 市長が避難のための立退きを指示すること、屋内での待避等の安 全確保措置を指示することができないとき、又は市長から要求があ ったときは、必要な地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難 の指示若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示できる。 ※指示したときは、直ちに、市長に通知する。	災害対策基 本法第61条
第3章 風水害応急	警察官 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及 ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合に、その場に居合わせ た者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に 急を要する場合には、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の 危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難 させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に 対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、 又は自らその措置をとることができる。 ※警察官がとった処置については、所属の公安委員会に報告する。こ の場合、公安委員会は他の公の機関に対し、その後の処置について 必要な協力を求めるため適当な措置をとる。	警察官職務 執行法第4 条
第4章 地震・津波災害応急	災害派遣を命 じられた部隊 等の自衛官 警察官がその場にいない場合に限り、行うことができる。	自衛隊法第 94条
第5章 雪害・大規模事故等災害応急		
第6章 災害復旧・復興		

(2) 避難指示等避難情報の発令

市長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、居住者、滞在者に対し、高齢者等避難、避難指示を発令することができる。また、災害が実際に発生していることを把握した場合には、可能な範囲で緊急安全確保を発令する。

なお、高齢者用避難を発令するまでの間において、夜間に避難指示以上の情報を発令する可能性があるとき、夜間の避難が不安な人を対象に早めの自主避難を呼びかけるため、地区コミュニティセンター等の一部の指定緊急避難場所を「自主避難所」として開放する。

(3) 避難指示等避難情報の伝達

市（本部事務局）は、直ちに警報等の収集・伝達方法に準じて（→「情報の収集・伝達」の項を参照）、警察署、海上保安署、区・自主防災組織等等の協力を得て住民等への周知徹底を図る。

また、知事に対して、避難指示等の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口並びに世帯数等を速やかに報告するとともに、関係機関へ通報する。

避難の指示を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全確保を図る。

ア 避難指示等を発令した地区名又は区名

イ 避難先（屋外避難に限らず、状況に応じ自宅2階等への垂直避難等、屋内安全待避を含む）

ウ 避難時の服装及び携行品

エ 避難行動における注意事項

（ア）隣保単位など複数人での避難の推奨

（イ）避難先への経路に係る十分な安全の確認等

※避難指示等の伝達例文は、資料編に示す。

(4) 避難誘導

- ア 市（本部事務局）は、早い段階から住民への注意喚起につながる情報を伝達する。
- イ 市（本部事務局）は、住民の安全な避難に資する情報（避難指示等の発令情報等）を適宜適切にわかりやすい表現で伝達する。
- ウ 住民は、率先して避難することはもとより、自身や家族等の安全を確認したうえで、区・自主防災組織と協力して、近所の要配慮者の避難を支援する。
- エ 区・自主防災組織、避難支援等実施者等は、避難行動要支援者戸別支援計画で定めた要配慮者の安否確認と避難誘導を行う。
- オ 区・自主防災組織は、要配慮者への避難支援にあたって必要な場合は自家用車を使用し、浸水等に巻き込まれることがないよう、安全なうちの早期自主避難に努める。
- カ 区・自主防災組織、避難支援等実施者等は、避難誘導の際、できるだけ隣保単位などで、まとまって退避するとともに、高齢者、幼児、傷病者、障害者、妊娠婦等及びこれらに必要な介助者等に配慮する。
- キ 自力及び家族、親族、友人等の支援だけでは避難が困難な避難者は、地域の協力を得られるよう予め協力を求めておく。また、寝たきり等で施設での生活が必要な人については、早い段階で、病院、福祉施設等、普段利用している施設での対応を要請する。
- ク 市（本部事務局）は、避難時の周囲の状況等により、避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、近隣のより安全な建物への緊急的な退避や屋内最上階へ待避等の安全確保措置を指示することができる。
- ケ 住民は、避難のタイミングが遅れる等、あらかじめ決めていた避難先への到達が困難であると判断した場合は、無理に移動せず、近くの今いる場所よりも少しでも高い場所に一時的に退避し、安全を確保する。
- コ 障害のある人は、災害時安心ファイルを携行のうえ避難するよう努める。
- サ 国際交流協会、NPOにほんご豊岡あいうえお、ボランティア団体等は、外国人の早期避難のための情報提供のほか、可能な場合は、避難支援を行う。
- シ 市（本部事務局）は、自主避難所を開設した際の要配慮者の避難等、車両等での避難が必要かつ安全な状況で行われると考えられる時点までの使用を除き、道路冠水が想定される避難勧告発令後については、避難に車両を使用しないよう指導する。
- ス 住民等は、車両等が、復旧時に欠くことのできないものであるという観点から、一時的に退避できる移動可能場所の確保に努める。
- ※災害時安心ファイルは、資料編に示す。

2 警戒区域の設定

(1) 設定の基準（災害全般）

- ア 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
- イ 警察官又は海上保安官は、市長（権限の委任を受けた市職員を含む。）が現場に居

第1節 第9款 避難対策の実施

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

ないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する。

ウ 災害派遣を命じられた自衛官は、市長その他その職権を行うことができる者がその場に居ない場合に限り、警戒区域を設定することとする。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する。

(2) 規制の内容及び実施方法

ア 市長等は、警戒区域を設定したときは、立入制限、禁止又は退去の措置を講じる。
イ 市長等は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(3) 警戒区域の設定権者及び要件

原則として住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法に基づき、また、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法に基づいて行う。警戒区域の設定権者及び要件は次の表のとおり。

警戒区域の設定権者及び要件

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
警察官 海上保安官	市長若しくは市長から委任された市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときに行うことができる。 ※市長の職権を行なったときは、直ちに、市長に通知する。	
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長若しくは市長から委任された市職員及び警察官が現場にいないときに行うことができる。 ※市長の職権を行なったときは、直ちに、市長に通知する。	
知事	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。 ※市長の事務の代行を開始、終了したときは、その旨を公示する。	災害対策基本法第73条
消防長、消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合に、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者の退去を命じ、若しくは出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
警察署長	消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任された消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったときに行うことができる。 ※当該職権を行ったときは、直ちにその旨を消防長又は消防署	

第1節 第9款 避難対策の実施

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
	長に通知する。	
消防吏員、 消防団員	火災現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者の退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法 第28条
警察官	消防吏員又は消防団員が火災現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときに行うことができる。	

3 避難指示等避難情報、警戒区域の設定の解除

避難指示、警戒区域の設定等を解除したときは、その旨を公示し、指示の伝達方法に準じて、住民や関係機関に連絡する。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第1節 第9款 避難対策の実施

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

4 避難所の開設

原則として本部長又は地域本部長が避難所の開設の要否を判断する。

開設の順番は概ね次のとおりとする。

第1 市立地区コミュニティセンター

第2 市立小中8校、高等学校

第3 その他

なお、本部長又は地域本部長が開設しない場合であっても、災害の危険があると判断される場合は、状況に応じて応急的に施設管理者、区・自主防災組織、地域コミュニティ組織等が開設できる。

避難所に指定されている指定管理施設の管理者は、あらかじめ定めた協定、マニュアル等に基づき、避難所開設・運営に協力する。

※避難所の名称、所在地、収容人員、備蓄物資等は、資料編に示す。

(1) 避難所の受入れ

避難所に派遣された職員は、施設管理者等と協力して、避難者を安全に誘導するとともに、健康面や精神面への配慮に努める。また、職員は定期的に避難者の状況を避難部長に報告する。

(2) 避難所の追加指定

市（本部事務局）は、避難所の不足が生じた場合は、立地条件や施設の安全性等を考慮した上で、被災者が自発的に避難している施設等を臨時に指定緊急避難場所若しくは指定避難所として位置づけることができるものとする。

また、避難生活の長期化等を見据え、市内の避難所では収容力が不足する場合は、災害対策基本法第86条の8、他自治体との災害時相互応援協定に基づき市外での避難所開設について当該自治体と協議する。

※災害時相互応援協定は、資料編に示す。

(3) 開設期間

市（本部事務局）は、災害救助法が適用された場合は、被害状況、ライフラインの現状及び復旧状況、応急仮設住宅（民間賃貸住宅等の応急借上げ住宅含む）の開設準備状況や建設・設置の進捗状況等について関係部と情報を共有したうえで、開設期間や特別基準の設定等について県と協議する。

※災害救助法の手引きは、資料編に示す。

第10款 こころのケア対策の実施

担当	市	救護部、避難部
	関係機関	県
	関係団体	医師会、社会福祉協議会、但馬障害者通所施設連絡会、事故責任者

1 被災者等のこころのケア

- (1) 市（救護部、避難部）は、必要に応じ、次のとおり、家族等が被災した児童・生徒などに対するこころのケア対策を行う。
- ア 教職員スクールカウンセラーによるカウンセリング
 - イ 風水害・地震津波にあわえる電話相談等の実施
 - ウ スクールカウンセラー及びカウンセラーの派遣
 - エ 県教育相談センター、豊岡健康福祉事務所、こころのケアセンター、豊岡こども家庭センター等の専門機関との連携
- (2) 医療機関においても保健所と連携してこころのケアの視点を取り入れた治療に努める。また、必要に応じ県と連携しながら精神科医等の派遣を行う。
- (3) 避難行動要支援者である高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などにも十分配慮しながら、こころの健康の保持・増進に努める。

2 事業者によるこころのケア対策

事故責任者等は、必要に応じ、被災者及びその関係者等に対するこころのケア対策を行う。

- (1) 被災者及びその関係者のためのホットラインの設置
- (2) 被災者及びその関係者への専門家による巡回訪問
- (3) 乗務員、運転員、その他従業員に対するこころのケア

3 救援活動従事者のメンタルヘルス維持

救助・救援機関は、災害時の救援活動に従事した者にはP T S D（心的外傷後ストレス障害：Post traumatic stress disorder）の症状が比較的早期に現れやすいことに留意し、緊張を和らげ、こころのしこりをほぐすためのスタッフミーティングの開催等を行う。

また、災害時の救援活動現場責任者・指導者は、救援活動従事者の「燃え尽き」を予防するため、救援活動従事者のストレス反応を常にチェックし、日々十分に休息をとり、リラックスする時間を持つよう意識することを意識づけるとともに、疲労のために仕事の能率が悪くなっているなど、少しでも状態の変化に気づいた場合は、休養を命じる業務命令で休養をとらせる等の配慮を行う。

第11款 遺体の収容・埋火葬の実施

担当	市	衛生部、救護部
	関係機関	警察署
	関係団体	医師会、葬祭業者

1 行方不明者の搜索及び遺体の引渡

(1) 行方不明者の搜索

- ア 行方不明者の搜索依頼があった場合は速やかに市（消防部）、消防団及び警察等の関係機関などの協力を得て、生命を第一優先に考えて対応を図る。
- イ 市（救護部）は、行方不明者や搜索された遺体について、リストを作成する。

(2) 検視・検案等

- ア 市（衛生部・救護部）は、遺体が発見された場合、速やかに警察署に連絡し、警察において所要の措置を執るよう要請するとともに、医師会等に遺体の検案を要請する。
- イ 警察署は、遺体の検視・検案その他所要の処理を行った後、身元が判明し、遺族等引取人があるときは、引取人に引渡す。身元が判明しない遺体については、死亡報告書、本籍等不明死体調査書を添えて市（救護部）に引渡す。

ウ 状況により現場における検視・検案等が困難なときは、遺体安置所に収容のち行う。

(3) 遺体の搬送

- ア 市（救護部）は、身元が判明しない遺体の引渡しの連絡を受けたときは、職員を現場に派遣するとともに、葬祭業者等へ委託し遺体の引き渡しを受ける。
- イ 引渡しを受けた遺体は、遺体安置所へ搬送し、安置する。

2 遺体の収容・安置

市（救護部）は、遺体の収容・安置等について以下の措置を講じる。

(1) 遺体安置所の開設

身元不明の遺体が確認された場合、被災現場付近に遺体安置所を開設する。

ア 遺体安置所開設施設設

各部の協力のもと、次の各項目を基本として、市有施設の中から選定する。

- (ア) 屋内施設を基本とする。
- (イ) 避難場所・医療救護施設等、他の用途とできる限り競合しないこと。
- (ウ) 施設は、想定される死者発生数に対応する広さを有するものとし、検視場所、遺体安置場所、遺族待機場所を有することとする。
- (エ) 照明設備、水道設備を有していること。

イ 遺体が多数の場合の対応

遺体が多数の場合、遺体の処置、一時保存、遺族への引き渡し用の場所を確保した遺体安置所を開設するとともに、開設施設に遺体処置班を編成のうえ、派遣する。

ウ 安置用品の調達

遺体安置所の開設に当たっては、納棺用品、ドライアイス等を医師会や葬祭業者等から調達する。なお、不足する場合は県へ要請し、あっせんを受ける。

(2) 遺体の処置

市（救護部）は、警察署から遺体の引き渡しの連絡を受けたときは、直ちに遺体の引き渡しを受け、必要に応じて遺体の洗浄、消毒、修復等の処置を行い、遺体安置所にて安置する。

また、遺体の身元等を確認するため、遺体の一時保存を適切に行う。保存に当たっては、医師会や葬祭業者に協力を求め、損傷防止等の遺体処置を行う。柩やドライアイス等が不足する場合は、県を通じて手配を要請する。

(3) 遺体の身元確認、引取り

身元が判明しない遺体については、市（救護部）は警察署と連携し、早期に遺体の身元等を確認できるよう、性別、推定年齢、遺留品、着衣、人相等の特徴を遺体収容台帳に記載し、広く情報提供に努める。

身元が判明し、引取り人があるときは、速やかに引き渡す。

一定期間経過後、なお引取人がいないときは行旅死亡人として取り扱うこととし、埋火葬許可書の交付を受ける。

(4) 漂着遺体等の取扱い

災害救助法が適用された市町村から漂着したものであると推定される場合は、被災地の市町村に引き渡す。なお、遺品の保管、遺体の撮影記録を保存する。

3 遺体の埋火葬

(1) 埋火葬の基準

市（衛生部、救護部）は、遺族が次のような場合で、遺体の埋火葬が困難な場合には、応急的に埋火葬を実施する。

- ア 緊急に避難を要するため、遺族において埋火葬を行うことが困難な場合
- イ 豊岡斎場が浸水又は流出し、個人では埋火葬を行うことが困難な場合
- ウ 埋火葬をすべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋火葬を行うことが困難な場合
- エ その他埋火葬が困難な場合

(2) 埋火葬の方法

ア 埋火葬の受付

市（衛生部）は、死体埋火葬許可書及び斎場使用許可証を発行する。

イ 埋火葬

埋火葬は、原則として火葬とし、豊岡斎場において行う。

遺体が多数の場合は、県に市外の施設への受入れを要請し、受入施設と調整して遺体を搬送する。遺族による遺体の搬送が困難なときは、市（救護部）は、葬祭業者等に協力を要請する。

ウ 遺骨の保管

市（救護部）は、遺族等引取人がいない遺骨等を遺留品とともに保管する。一定の期間経過後も引取人がいないときは、遺骨のみを豊岡斎場の敷地内にある霊灰塔に保

第1節 第11款 遺体の収容・火葬等の実施

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

管する。

エ 埋火葬の期間

10日以内とする。

オ その他

必要な場合は、被災者相談窓口等で、遺族の問い合わせや埋火葬の相談にあたる。

4 大規模災害発生時の対応

市（衛生部、救護部）は、大規模災害により多数の犠牲者が発生した場合には、県に対し、遺体の処理が速やかに実施できるよう協力を要請する。

(1) 遺体収容場所の確保

市（救護部）は、次の各項目を基本に遺体収容場所を確保するよう努める。

- ・屋内施設を基本とする。
- ・複数箇所を確保する。
- ・避難場所・医療救護施設等、他の用途と競合しない場所とする。
- ・施設は、想定される死者発生数に対応する広さを有するものとし、検視場所、遺体安置場所、遺族待機場所を確保する。
- ・照明設備、水道設備を有していること。

(2) 収容期間

災害発生の日から10日以内。ただし、必要に応じ期間を延長する。

(3) 遺体の保存

市（救護部）は、市の能力だけで対応できない場合、県に対し、民間業者等の協力を得て、ドライアイス及び棺等の確保をするよう要請する。

(4) 広域火葬の実施

市（衛生部、救護部）は、県の調整結果に基づき他市町の火葬場への搬送が決定したときは、受入れ先市町と具体的な打合せを行い、遺体を搬送する。

第12款 要配慮者支援対策の実施

担当	市	本部事務局、救護部、避難部、消防部
	関係機関	県
	関係団体	社会福祉協議会、民生委員・児童委員連合会、豊岡市障害者自立支援協議会、豊岡市特養・施設長連絡協議会、但馬障害者通所施設連絡会、女性連絡協議会、区・自主防災組織、福祉サービス事業者、消防団、ボランティア等

1 災害情報の収集及び提供

- (1) 市（救護部）は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要援護者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、民生委員・児童委員、区・自主防災組織等と連携し、在宅の要配慮者に対して災害に関する情報等を提供するとともに、被災状況に関する情報を収集する。
- (2) 市（救護部）は、社会福祉施設等に対して災害に関する情報等を提供するとともに、被災状況に関する情報を収集する。
- (3) 市（本部事務局、救護部）は、高齢者・障害者等要配慮者に対する情報提供ルールの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。
- ・情報伝達ルート……区、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、関係団体（当事者団体や介護支援専門員組織）、福祉サービス事業者、福祉ボランティア等
 - ・伝達手段…………広報資料、広報紙、BizFAX（聴覚障害者に向けた防災情報一斉FAX、防災行政無線、とよおか防災ネット、インターネット等（→「第13款 災害情報等の提供と相談活動の実施」の項を参照）

2 安否の確認・救助・避難誘導

- (1) 市（救護部）は、民生委員・児童委員、区・自主防災組織、福祉サービス事業者及び支援団体を通じて要配慮者の安否確認を行い、救助、避難誘導を迅速・的確に行う。
- (2) 市（消防部）は、緊急通報システム等によって、要配慮者から緊急事態の発生が通報された場合、出動等必要な措置を講じる。

3 避難対策

- (1) 市（避難部）と協力して、避難所に入所した要配慮者を把握し、ニーズを調査する。
- (2) 援護の必要性の高い要配慮者については、福祉避難室での対応はもとより、福祉避難所（→災害予防計画「第2節第14款 要配慮者支援対策の強化」参照）への一時入所について調整するほか、社会福祉施設への緊急一時入所の手続きを進める。なお、入所先の確保、搬送が困難な場合は、福祉関係者や県、近隣市町に要請する。また、被災地以外も含め、旅館やホテル等を福祉避難場所として借り上げる等、多様かつ柔軟に避難場所の確保を行う。

第1節第12款 要配慮者支援対策の実施

第1章
則

第2章
災害
予防

第3章
風水
害
応急

第4章
地震・
津波災害
応急

第5章
雪害・
大規模事故等災害
応急

第6章
災害復旧・
復興

4 福祉避難所への誘導

市が指定している福祉避難所の多くは特別養護老人ホーム等の入所施設である。

従って、要配慮者は、まず「自分の命を守る」ことを最優先と考え、原則として、いったんは「避難行動要支援者個別避難計画」で定めた避難先（安全を確保できる親族宅や最寄りの指定緊急避難場所）など、安全と安心を確保可能な場所へ避難する。

市（救護部）は、協定を締結している福祉団体等の協力を得て、避難所にある要配慮者の体調等を確認のうえ、必要に応じ福祉避難所、さらには対応可能な設備を有する福祉施設等へ緊急一時入所を検討するものとする。

(1) 一般の避難所での一時的生活に支障をきたすと考えられる高齢者や障害者等にあっては、「避難行動要支援者個別支援計画」の作成過程において、かかりつけ医療機関や平常時に利用している福祉施設等の介護支援専門員と災害時の対応についてあらかじめ相談しておく。

(2) 市（救護部）は、災害時における福祉避難場所提供に関する協定に基づき、協定を締結している福祉法人に災害救援活動を要請する。

なお、協定に基づく救援内容として、次のような活動への協力を求めている。

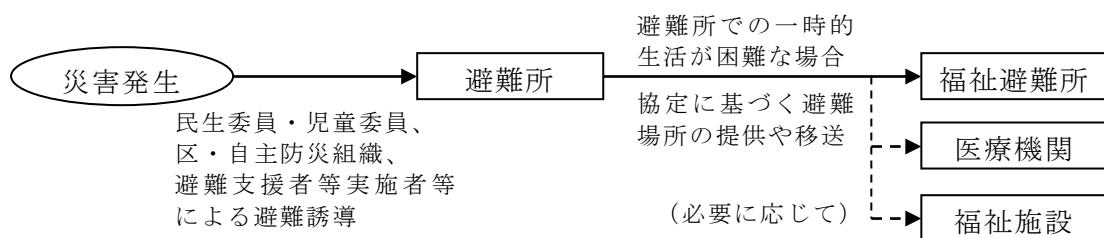
ア 要配慮者を受入れるための屋内での避難場所の提供

イ 施設が可能とするサービスの提供

ウ 可能な範囲での福祉避難場所までの要配慮者の移送

※福祉避難場所提供に関する協定締結先は、資料編に示す。

福祉避難所への避難の流れ



5 生活支援

(1) 避難所等における配慮

ア 巡回相談の実施

市（救護部）は、市（避難部）と連携して要配慮者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。

イ 食料、生活必需品の供給

市（救護部）は、粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等の要配慮者に配慮した食料、生活必需品の供給に努める。

ウ 福祉サービスの提供

市（救護部）は、福祉サービスが必要な要介護高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置、手話通訳者や訪問介護員の派遣、その他ボランティア等の協力を得て、きめ細かな対応に努める。その際、避難所においても介護保険や障害福祉サービ

スの利用が可能であることに留意する。

また、市（救護部）は、災害によって被害を受けた住民に対して、介護保険の特例措置を講じる。

(ア) 認定更新期限の延長措置（有効期間満了日から1ヶ月）の周知（介護保険法第28条第3項）

(イ) 給付割合の増額給付差し止めに関する措置の周知（介護保険法第50条、第60条）

(ウ) 保険料の減免、徴収猶予の周知（介護保険法第142条、市介護保険条例第8条）

エ 快適な空間の確保

市（救護部）は、市（避難部）と連携して、要介護高齢者や妊産婦が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努める。

6 社会福祉施設の被害状況調査の実施、福祉相談窓口の設置

市（救護部）は、次の措置を講じる。

(1) 県と連携して、社会福祉施設の被害状況を調査する。

(2) 県や社会福祉協議会、当事者団体等と連携して、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置する。

第13款 災害情報等の提供と相談活動の実施

担当	市	各部
	関係機関	警察署、海上保安署
	関係団体	F Mたじま、国際交流協会、事故責任者

1 災害広報

(1) 基本方針

- 事故責任者、関係機関は、次の点に留意して広報する。
- ア 被災者及びその関係者等のニーズを十分把握し、災害状況、救出状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者及びその関係者に役立つ、正確かつきめ細かな情報を迅速かつ的確に提供する。
 - イ 情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡を取り合う。また、情報の発信元を明確にし、できる限り専門的な用語の使用を避け、住民等が理解しやすい広報に配慮するとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供を行う。
 - ウ テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の放送・報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ等へのニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供する。
 - エ 必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応するように人員を配置する。また、情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行う。

2 市の広報

(1) 広報体制

- ア 災害広報責任者
本部事務局は、豊岡市事務分掌条例（平成17年豊岡市条例第6号）第2条第1号の規定による広報に関する事項を担当する部長を災害広報責任者とし、各部が作成する広報資料を統括する。
- イ 広報班の設置等
 - (ア) 本部事務局に広報班を置き、情報収集並びに広報を行う。
 - (イ) 迅速かつ的確に災害情報を報道機関、住民へ提供する。
 - (ウ) 各部は災害広報担当者を配し、それぞれの部に関する広報資料の作成を行うとともに、広報班と連携して適宜適切な広報対応に努める。
- ウ 放送・報道機関との連携等
 - (ア) 広報班は、「市政記者クラブ」を通じて報道機関に発表する。
 - (イ) 記者発表は、原則として本部長が行い、一定期間は毎日とする。その他、災害時における報道発表方法等についての詳細は、あらかじめ本部事務局において「市政記者クラブ」と協議しておく。
 - (ウ) 報道機関を通じて必要な情報や注意事項及び災害対策の状況などの周知徹底を図

第1節第13款 災害情報等の提供と相談活動の実施

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

るとともに、県と連携して、特にテレビ・ラジオの効果的な活用を図る。

(イ) 防災行政無線、市ホームページ、FMたじま、とよおか防災ネットやB i z F A Xに加え、定期又は臨時の広報紙（チラシ）等の広報媒体を活用する。また、防災行政無線戸別受信機を水没等により紛失した被災者等に対しては、できるだけ早く新たな戸別受信機を貸与する他、区や調査部と連携して、家屋被害認定調査等の機会を活用し、チラシ等によって放送内容等を提供するよう努める。

(2) 避難所等への広報

ア 避難所等への情報提供

本部事務局は、防災行政無線等の手段で避難所へ情報を提供する。避難部は、避難所入所者に必要な情報を提供する。

イ 避難行動要支援者への情報提供

救護部は、本部事務局と連携し、次の手段で広報を行う。

(ア) 視覚障害者に対して的確な情報提供を行うため、防災行政無線での広報のほか、視覚障害者団体やFMたじま等の協力を求める。

また、救護部やボランティア団体等の協力を得て、必要に応じて広報紙等を点訳、または音声情報に置き換え、提供する。

(イ) 本部事務局は、聴覚障害者に対して的確な情報提供を行うため、とよおか防災ネット（登録制メール）、掲示板等の媒体を活用するほか、聴覚障害者団体の協力を求める。

また、救護部においても当事者へ情報提供するよう努める。

ウ 外国人への情報提供

市（本部事務局）は、とよおか防災ネットを拡充した「ひょうごE（エマージェンシー）ネット」により12言語に翻訳・定型化された災害情報・避難情報等の緊急情報を発信する。

また、国際交流協会、NPO法人にほんご豊岡あいうえおや外国人への支援団体（外国人を支援する通訳ボランティア等）の協力を得て、必要に応じて翻訳や通訳を行い、主要な外国語による広報を行う。

FMたじまは、外国語での情報提供に努める。

※FMたじまとの災害時協定は、資料編に示す。

(3) 被災者の安否に関する情報提供

本部事務局は、必要に応じ、発災後速やかに、部を指定して住民等からの問合せに対応する専用電話窓口を設置するなどの体制整備を図る。

ア 安否情報の提供

市長は、被災者の安否について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答することができる。この場合においては、当該安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察署等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。（災害対策基本法第86条の15）

この場合において、住民からの照会に係る回答にあっては、被災者の中に配偶者か

第1節第13款 災害情報等の提供と相談活動の実施

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

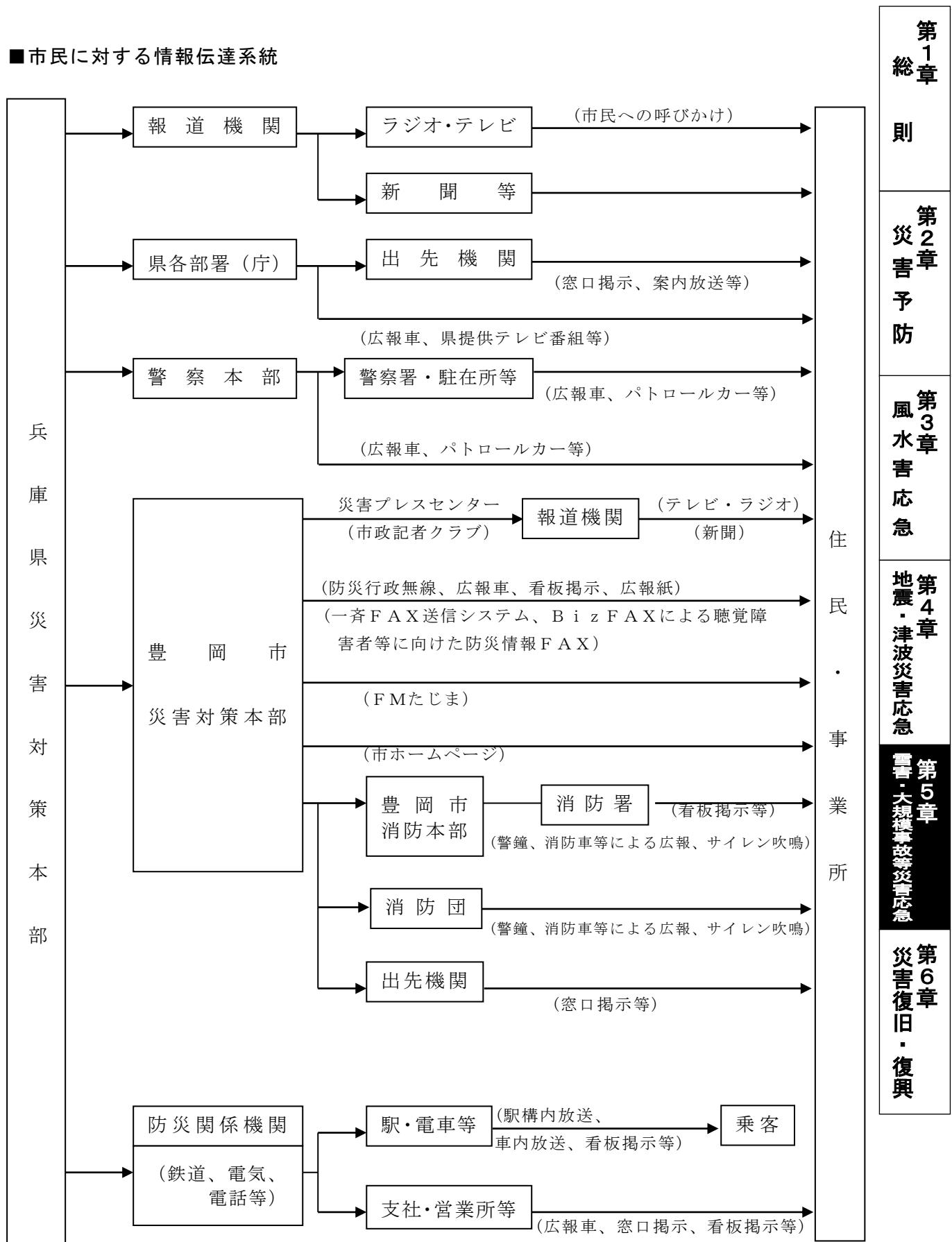
らの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者(DV(ドメスティックバイオレンス)被害者)等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることがないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう務め、災害時における安否不明者等の氏名等の公表方針(令和5年10月27日付け兵庫県危機管理部)による公表をもって回答するものとする。

イ 災害用伝言ダイヤルやホームページの活用

災害発生時には、NTT西日本が、電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族に安否等を伝えることができるサービスとして、電話を利用する声の伝言板「災害用伝言ダイヤル(171)(電話サービス)」とインターネットを活用する「災害用伝言板(web171)」を開設する。

本部事務局は、それらの活用方法を市ホームページや広報紙へ掲載するほか、庁舎や避難所等へ掲示することにより、住民に周知する。

また、安否情報の提供については、市ホームページ等の活用を検討する。



第1節第13款 災害情報等の提供と相談活動の実施

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

3 相談窓口の設置

(1) 市の相談窓口

市（応援復旧部）は、必要に応じ、被災者のための相談窓口を設け、住民からの相談又は要望事項を聴取し、災害対策に反映する。

なお、相談窓口の運営のコーディネートについては、市（応援復旧部）が対応する。

また、市（本部事務局）、事故責任者、警察署等関係機関と相互に安否確認等に関する情報を共有するとともに、被災者の家族等の詰所を設けて、安否確認等の情報を提供する。

(2) 事故責任者

市、警察署等関係機関と情報を共有し、被災者の家族等の詰所を設けて安否確認等の情報を提供する。

第14款 社会秩序の維持

担当	市	本部事務局
	関係機関	警察署
	関係団体	

1 市の措置

市（本部事務局）は、次の措置を講じる。

(1) 治安の確保

警察署と協議し、事故災害等の発生場所及びその周辺における治安を確保する。

(2) 流言飛語の防止

正確かつ分かりやすい情報を速やかに広報することにより、流言飛語を防止する。

(3) 悪質商法等の防止

混乱に便乗した不当販売等を防止するため、商品及び役務の適正な取引に係る広報を行うとともに、消費生活相談を強化する。

2 警察署の措置

警察署は、避難のための立退きの勧告又は指示等が行なわれた地域及びその周辺において、パトロール活動の強化や避難所等の定期的な巡回等により、盜難、混乱、トラブル等各種犯罪の未然防止に努める。

第2節 個別対策

第1款 雪害応急対策の実施

担当	市	本部事務局、工務部
	関係機関	県、警察署
	関係団体	建設業協会等、区・自主防災組織

1 情報収集

市（工務部）は、警察署、道路管理者と協力して、毎日の降雪量、積雪深、交通状況、出動機械台数、避難者数等を、市（本部事務局）に報告する。

市（本部事務局、地域本部事務局）は、「兵庫県道路情報」により市内の積雪情報を監視する。

2 除雪対策

(1) 除雪計画

市（工務部）は、兵庫県（豊岡土木事務所）と協力して、除雪計画（対象路線、実施体制、方法等）を決定する。

(2) 除雪体制の確保

市（工務部）は、次の体制を確保する。

ア 積雪深観測点の1／2以上が警戒積雪深を超えたとき

情報連絡の強化、除雪機械の調達、除雪作業の強化等を行う。また、必要に応じ排雪作業を行う。

イ 積雪深観測点の2／3以上が警戒積雪深を超えたとき

除雪可能な機会等を確保し、除雪作業、排雪作業を強化する。

機械の調達は、所在地、作業能力、除雪場所を考慮して決定する。

3 雪害防止対策

市（本部事務局）は、雪崩、屋根の雪下ろし等による事故防止のため、広報を行う。

4 区・自主防災組織の協力

除雪作業が円滑に行われるよう、除雪に影響する路上駐車、放置物件等に対し所有者に撤去するよう呼びかける。特に、沿道の家屋等の屋根の雪下ろしによる積雪が、除雪計画に影響するおそれがある場合は、市（工務部）に連絡する。

また、事故防止の広報に努め、要配慮者をはじめとする住民から支援の要請があったときは対応を行う。

5 雪崩対策

市（工務部）は、県と協力して次の雪崩対策を行う。

- (1) 緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- (2) クラックや崩壊箇所における応急措置
- (3) 住民への危険箇所、警戒避難の周知

6 孤立化対策

市（本部事務局）は、区・自主防災組織と協力して、積雪により交通途絶が予想される地区住民について、非常食料、医薬品、燃料等の確保、住宅の補強を呼びかける。

第2款 大規模火災・危険物事故災害応急対策

第1 大規模火災応急対策の実施

担当	市	消防部
	関係機関	警察署、海上保安署
	関係団体	自主防災組織、住民、防火管理者等

1 消火体制

市（消防部）は、火災の通報を受けた場合、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に大規模な災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位等を定め迅速に対応する。

2 相互応援協定の運用

市（消防部）は、防災応援協定及び県広域消防相互応援協定の円滑な運用に努める。

なお、広域災害又は市全域災害等で、必要がある場合には、知事に応援出動指示権の発効等を要請する。

3 他機関との連携

市（消防部）は、警察署と相互に協力する。

市（消防部）は、必要に応じて自衛隊の出動を要請する。

また、海水を利用した消火活動を実施する場合、必要に応じ、海上保安署等の機関に救援協力を要請する。

4 救急搬送業務

大規模火災の発生時における要救護者の緊急搬送等にあたり、必要に応じて、まず市内の医療機関、運輸業者等の協力を求め、次に隣接市町等よりの応援を求める。

5 住民、自主防災組織等との連携

(1) 防火管理者等

多数の者が出入りする施設等の防火管理者その他法令に定める防火等の管理に責任を有する者は、それら施設の消防計画等に基づき、従業員等に指示して施設の出火防止、避難の指示等にあたる。

(2) 住民及び自主防災組織

住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において自発的に初期消火活動を行うとともに、消防隊到着後は消防隊の指示に従い、支援の要請があれば可能な限り消防隊に協力する。

第2 林野火災応急対策の実施

担当	市	本部事務局、農林部、避難部、消防部
	関係機関	警察署、県
	関係団体	自主防災組織、森林組合

1 消防体制

市（消防部）は、火災の通報を受けた場合、速やかに火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に大規模な災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位等を定め迅速に対応する。また、近隣市町、警察署等関係機関に通報する。

2 広報活動

市（本部事務局、農林部、消防部）、警察署は、火災発生地区の住民、入山者（登山、観光客、営林活動作業者等）等に対して、防災行政無線、広報車等により火災発生の状況、注意事項、避難指示等を周知する。自主防災組織、森林組合等は、これに協力をする。

3 相互応援協定の運用

市（消防部）は、防災応援協定及び県広域消防相互応援協定の円滑な運用に努める。

なお、広域災害又は市全域災害等で、必要がある場合には、知事に応援出動指示権の発効等を要請する。

4 他機関との連携

市（消防部）は、警察署と相互に協力する。

また、海水を利用した消火活動を実施する場合、排出油等防除協議会等と協力体制をとる。

5 消防活動

市（消防部）は、状況に応じて現場指揮本部を設置し、関係機関と連携して防御にあたるとともに、状況把握を行い隣接消防機関等への応援要請を準備する。

また、地上隊による消火が困難なときは、県へ通報し、空中消火体制を要請する。

（空中消火体制の主な準備事項）

- (1) 陸空通信隊の編成
- (2) 林野火災用防災地図の作成
- (3) 空中消火補給基地の設定
- (4) ヘリポート等の設定
- (5) 空中消火用資機材等の点検・搬入

第2節 第2款 大規模火災・危険物事故災害応急対策

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

6 避難、救出等

市（本部事務局、農林部、避難部、消防部）は、林野火災が住宅地まで及ぶ危険性がある場合は避難区域を設定し、避難広報、誘導、避難所の開設・受入れを行う。

また、孤立者を発見した場合は、ヘリコプターによる救出を県に要請する。

警察署は、応急活動に必要な交通規制を行う。

第3 危険物事故応急対策の実施

担当	市 本部事務局、水道部、消防部
関係機関	県、警察署、海上保安署、豊岡河川国道事務所
関係団体	事故責任者

1 事故責任者

危険物事故発生（のおそれがある）施設の責任者は、災害発生と同時に、直ちに製造等を停止し、次の措置をとる。

(1) 通報

直ちに消防本部、警察署に通報するとともに、必要に応じて付近の住民や企業にも通報する。また、海域への影響が予想されるときは海上保安署に通報する。

その後も、被害の概要を発災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

(2) 施設の応急措置

危険物の漏洩、混触発火、流出、汚染、出火等を防止するため次の措置を行う。

ア タンクの破損、危険物の漏洩等の異常の有無について緊急点検を行う。

イ タンクの破損がある場合は応急補修を行う。

ウ 危険物が漏洩した場合又はそのおそれがある場合は、危険物の除去、土のう積み、

オイルフェンス等の設置を行う。

エ 出火した場合は、自衛消防隊等による初期消火、延焼防御を行う。

(3) 従業員等の安全確保

従業員、付近の住民、企業等への通報、施設内への立ち入り禁止、避難誘導を行う。

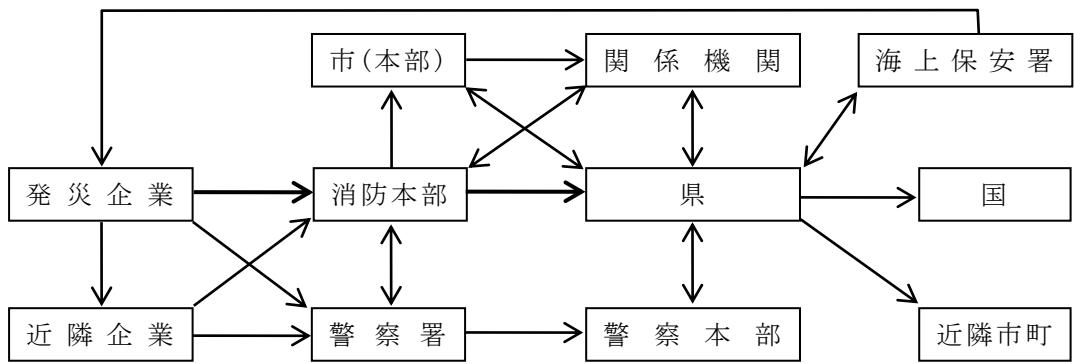
(4) 救済

被災者への救済を行う。

2 関係機関

(1) 連絡系統

関係機関は、相互に連絡協力して応急対策を行う。



(2) 水質汚染対策

河川に危険物が流出した場合、県及び河川管理者は水質汚染調査を行い、市（本部事務局）に報告するとともに、必要に応じて汚染拡大防止対策を行う。

市（水道部）は、豊岡市水道災害対応行動指針（マニュアル）〔水質事故編〕等により、必要に応じて、取水停止や広報を行う。

(3) 災害原因の究明

警察署、市（消防部）は災害の発生原因を究明する。高度な技術を要する場合は、国の派遣する学術調査団の原因究明を待って、公式発表を行う。

第4 高圧ガス事故応急対策の実施

担当	市	消防部
	関係機関	県、警察署、海上保安署
	関係団体	事故責任者

1 事故責任者

高圧ガス事故発生（のおそれがある）施設の責任者は、直ちに運転、製造等を停止し、次の措置をとる。

(1) 通報

直ちに消防本部、警察署に通報するとともに、必要に応じて付近の住民や企業にも通報する。また、海域への影響が予想されるときは海上保安署に通報する。

その後も、段階に応じて状況を関係機関に報告する。

(2) 施設の応急措置

ガスの漏洩、拡散、爆発等を防止するため、次の措置を行う。

ア 貯蔵所等の破損、ガスの漏洩等の異常の有無について緊急点検を行う。

イ ガスの漏洩のおそれがあるときは、配管の緊急遮断等を行う。

ウ 施設が危険な状態のときは、ガスの安全な場所への移動、放出等を行う。

エ ガスが漏洩又は発火した場合は、ガス濃度の測定、散水冷却又は自衛消防隊等による初期消火等を行う。

(3) 従業員等の安全確保

従業員、付近住民、企業等に、施設内への立ち入り禁止、火気の取扱い禁止を通告する。

第2節 第2款 大規模火災・危険物事故災害応急対策

第1章 総則
第2章 災害予防
第3章 風水害応急
第4章 地震・津波災害応急
第5章 雪害・大規模事故等災害応急
第6章 災害復旧・復興

る。また、ガスの種類、特性、風向き等を考慮して避難誘導する。

(4) 救済

被災者への救済を行う。

2 関係機関

市（消防部）、県、警察署は、事業者による防災資機材の確保が困難な場合、連携して防災資機材を調達する。

第5 毒物・劇物事故応急対策の実施

担当	市	本部事務局、水道部、消防部
	関係機関	県、警察署、海上保安署、豊岡河川国道事務所
	関係団体	事故責任者

1 事故責任者

毒物・劇物等の事故発生（のおそれがある）施設の責任者は、災害発生と同時に、直ちに次の措置をとる。

(1) 通報

直ちに消防本部、警察署に通報するとともに、必要に応じて付近の住民や企業にも通報する。また、海域への影響が予想されるときは海上保安署に通報する。

その後も、被害の概要を発災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

(2) 施設の応急措置

毒物・劇物等の漏洩、流出、汚染、出火等を防止するため次の措置を行う。

ア 貯蔵設備の破損、毒物・劇物の漏洩等の異常の有無について緊急点検を行う。

イ 貯蔵設備の破損がある場合は応急補修を行う。

ウ 毒物・劇物が漏洩した場合又はそのおそれがある場合は、毒物・劇物の除去、除毒、流出防止措置を行う。

エ 出火した場合は、自衛消防隊等による初期消火を行う。

(3) 従業員等の安全確保

従業員、付近住民、企業等に、施設内への立ち入り禁止、火気の取扱い禁止を通報する。また、毒物・劇物等の種類、特性、風向き等を考慮して避難誘導する。

(4) 救済

被災者への救済を行う。

2 関係機関

(1) 連絡系統

関係機関は、相互に連絡協力して応急対策を行う。

(2) 水質汚染対策

河川に毒物・劇物が流出した場合、県及び河川管理者は水質汚染調査を行い、市（本部事務局）に報告するとともに、必要に応じて汚染拡大防止対策を行う。

市（水道部）は、豊岡市水道災害対応行動指針（マニュアル）〔水質事故編〕等により、必要に応じて、取水停止や広報を行う。

第6 突発重大事案応急対策の実施

担当	市	本部事務局、消防部
	関係機関	警察署、海上保安署
	関係団体	

1 サリン等の発散

- (1) 消防吏員、警察官又は海上保安官は、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、法令の定めるところにより、相互に連携し、その被害に係る場所への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる者を退去させ、サリン等を含む物品等を回収又は廃棄し、その他その被害を防止するために必要な措置をとる。
- (2) 住民は、サリン等若しくはサリン等の疑いがある物質若しくはこれらの物質を含む物品を発見し又はこれらが所在する場所を知ったときは、速やかに警察官等に通報する。
- (3) 市（本部事務局）は、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、時機を失することなく自衛隊等の専門家の派遣要請を県に要求する。
※事故原因がテロ等の武力攻撃等による場合は、「豊岡市国民保護計画（平成18年度作成）」に基づき総合的な対策を行う。

2 突発重大事案

市（本部事務局、消防部）は、警察署の行う初動措置に協力をを行う。

※警察署は、突発重大事案（事故等）が発生した場合は、その危険性及び波及性を迅速、的確に判断し、緊急に初動体制をとるとともに、関係機関との連携のもとに、概ね次の初動措置を行う。

- (1) 被災（害）者の救出、救護及び避難誘導
- (2) 雜踏整理、交通規制及び緊急交通路の確保
- (3) 犯罪の予防及び危険防止のための警戒警備
- (4) 現場保存、現場検証等の初動捜査活動
- (5) 遺体の収容及び検視
- (6) 被災（害）状況の調査
- (7) 広報活動
- (8) その他必要な措置

第3款 航空機・鉄道・道路事故災害応急対策

第1 通報、伝達、情報提供

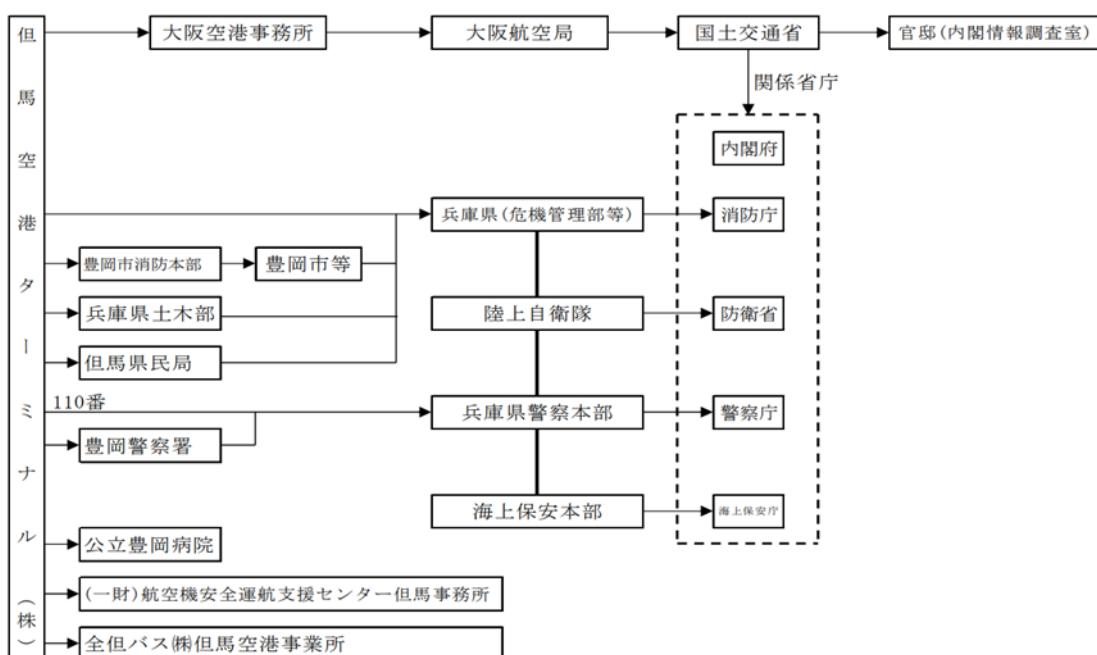
担当	市	本部事務局、工務部、消防部
	関係機関	県、警察署、空港管理者、西日本旅客鉄道
	関係団体	北近畿タンゴ鉄道、病院組合、医師会、全但バス、行事主催者等

1 航空事故災害

(1) 但馬空港及びその周辺で発生した航空災害

但馬空港ターミナル(株)空港長は、航空事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の系統で情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、関係機関等との連携のもとに的確な対応をとる。

情報伝達系統図



第2節第3款 航空機・鉄道・道路事故災害応急対策

第1章
則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

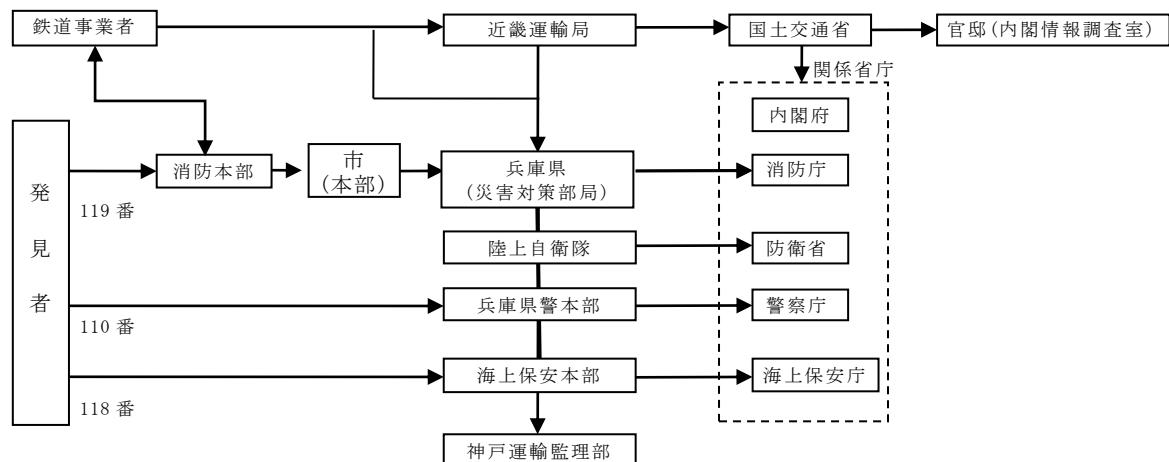
第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

2 鉄道事故災害

鉄道事業者は、鉄道事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、関係機関等との連携のもとに、的確な対応をとる。

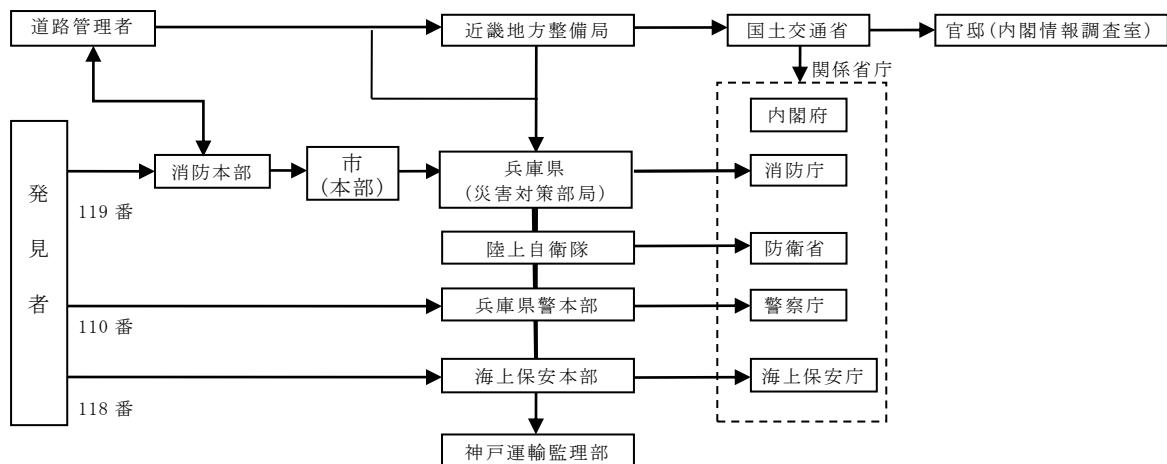


3 道路事故災害

(1) 道路構造物の被災等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

道路管理者は、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、関係機関等との連携のもとに、的確な対応をとる。

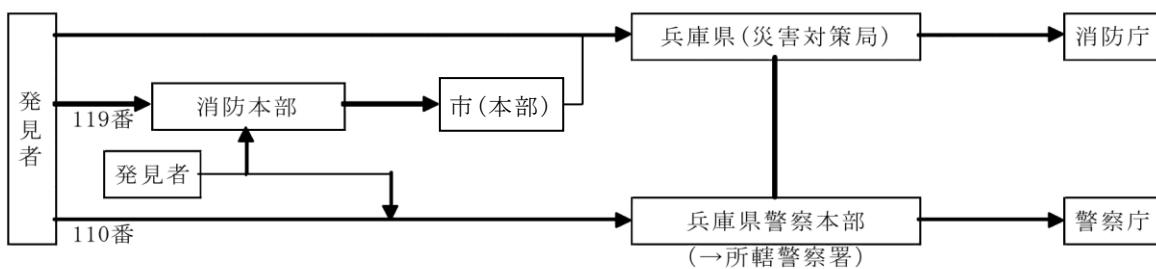
この場合の情報伝達は次の系統で行う。



(2) 歩道上等において雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合

イベント等の主催者、主催者から警備を委託された者又は雑踏事故の発見者（以下、本節において「主催者等」という。）は、関係機関への通報等、的確な対応をとる。

この場合の情報伝達は次の系統で行う。



航空事故災害、鉄道事故災害及び道路事故災害の通報・伝達上の注意事項

- 注1) 関係機関（市（消防部）、海上保安本部、県警察本部、県）は、相互に情報交換する。
- 注2) 但馬空港ターミナル(株)は、状況に応じて必要な関係機関に対してのみ行う。
- 注3) 連絡先（電話、FAX番号は、資料編に示す）
 官邸（内閣情報調査官）：内閣情報集約センター
 国土交通省：総合政策局技術安全課、航空局監理部総務課、鉄道局技術企画課安全対策室
 内閣府：政策統括官（防災担当）付参事官室
 警察庁：警備局警備課
 防衛省：統合幕僚監部
 消防庁：応急対策室
 海上保安庁：総務部国際・危機管理官
 大阪空港事務所：管制保安部航空管制運航情報官
 海上保安本部：第八管区海上保安本部警備救難部救難課、同環境防災課（勤務時間外及び緊急の場合）、運用指令センター
 近畿地方整備局：道路部
 近畿運輸局：総務部安全防災・危機管理課、鉄道部安全指導課
 兵庫県災害対策局：企画県民部災害対策局災害対策課、同消防課（勤務時間外及び緊急の場合）
 兵庫県国土整備部：県土企画局空港政策課
 但馬県民局：総務企画室総務防災課（勤務時間内の場合）
 兵庫県警察本部：警備部災害対策課
 市：本部事務局、消防部

第2 救助・救急活動の実施

担当	市	本部事務局、工務部、消防部
	関係機関	県、西日本旅客鉄道、空港管理者
	関係団体	北近畿タンゴ鉄道、WILLER TRAINS、航空事業者

1 関係機関との連携

空港管理者は、コウノトリ但馬空港及びその周辺における消火救難活動について、消防部と「豊岡市消防本部との緊急相互援助に関する協定」、但馬空港内に事業所を有する団体と「飛行場内事業者等との協力協定」をそれぞれ締結しており、関係機関は緊急事態の発生時には、これらに基づく対応をとる。

2 特殊な治療活動の実施

- (1) 市（本部事務局、消防部）、空港管理者、その他関係機関は、航空災害、特に航空機の墜落等の場合の生存者は多発外傷、広範囲熱傷を主体とする重傷者が多く緊急救度が高いことを考慮し、現地への救護班の派遣要請、医療機関への迅速な搬送など適切な措置をとる。
- (2) 市（本部事務局、消防部）、鉄道事業者、道路管理者、その他関係機関は、鉄道災害、道路災害等の場合、車両の破損に伴い救出が困難でかつ治療の緊急救度が高い負傷者が発生する可能性を考慮し、必要に応じて現地への救護班の派遣要請等適切な措置をとる。

第3 消防・避難活動の実施

担当	市	本部事務局、工務部、消防部
	関係機関	県、警察署、西日本旅客鉄道、空港管理者
	関係団体	北近畿タンゴ鉄道、WILLER TRAINS、航空事業者

1 事業者等

(1) 航空災害

空港管理者は、空港及びその周辺における発災に関し、速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、消防機関と連携・協力して迅速に消火活動を行う。航空機の消火に当たっては、積載された緊急用酸素の爆発等の可能性に十分留意するとともに、航空燃料の燃焼（油火災）に対し、的確な消火活動を行う。

空港管理者は、必要に応じ、県、市に対して応援を要請する。

(2) 鉄道災害

鉄道事業者は、事故発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を行う各機関に可能な限り協力するよう努める。

(3) 道路災害

道路管理者は、市（消防部）の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力する。

2 市（消防部）

(1) 速やかに火災の発生状況を把握するとともに迅速に消火活動を行う。

(2) 化学消防車、化学消火薬剤による消火活動を重点的に行うこととする。特に航空災害の場合にあっては、航空機に積載された緊急用酸素の爆発及び航空燃料の燃焼（油火災）に留意し、的確な消火活動を行う。

(3) 警察署と連携して、地区住民等の生命及び身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、必要に応じて、警戒区域を設定する。

3 避難

機長、鉄道の運転に従事する者等は、航空機、列車又は自動車が火災・爆発を起こす可能性があるときは、速やかに乗客、乗員等を避難させる。

市（本部事務局、消防部）は、列車又は自動車から危険物等が流出し、又はそのおそれがある場合等には、必要に応じて、警察署の協力を得て付近の住民に対して、避難のための立退きの指示、勧告等を行う。

第4 代替輸送の実施

担当	市	本部事務局、工務部
	関係機関	兵庫陸運部、県、警察署、西日本旅客鉄道、全但バス
	関係団体	北近畿タンゴ鉄道、WILLER TRAINS

1 鉄道事故災害時

当該鉄道事業者は、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等の代替交通手段の確保に努めることとし、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について努める。

なお、バス代行輸送の場合においては、バス運転要員や駐車スペースの確保を図るほか、停留所の位置、バスルートの設定、専用レーンの設定などについて関係機関（近畿運輸局、警察署、道路管理者等）と速やかに協議する。

また、鉄道事業者、バス事業者、その他代替輸送の関係機関は、可能な限り、低床バスの使用などバリアフリーの観点を踏まえた代替輸送に留意する。

2 道路事故災害時

市（本部事務局）、道路管理者、警察署、その他関係機関は、幹線道路が長時間に渡って使用不能になる場合など必要に応じて、う回路の設定及び周知、交通規制の実施、バス路線の変更等の対策を行う。

既存バス路線の変更等に当たっては、臨時の停留所の数・位置の設定等に関して、要配慮者対策に留意する。

第5 雑踏事故対策の実施

担当	市	本部事務局、消防部
	関係機関	県、警察署
	関係団体	病院組合、医師会、医療機関、行事主催者等

1 関係機関の情報連携

行事等の主催者等、警察署、市（本部事務局、消防部）、医師会等は、雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一報の伝達から応急対策の終了まで、相互に情報を交換するなど、特に緊密な情報連携を図る。

2 雑踏事故発生のおそれがある場合の現場の対応

- (1) 群集の密度、行動等から雑踏事故の発生のおそれがあると認識した主催者、警備員、警察官等は、相互に連絡をとり、拡声器等を使用して群集に対し周辺の状況を説明し、警備員等への協力を求めるとともに、必要に応じて入場制限、誘導等の措置により群集の分断、整理を行う。
- (2) 市（消防部）は、雑踏事故の発生のおそれがあるとの通報を受けた場合、直ちに現場の確認のため職員を急行させる。

3 雑踏事故発生時の対策

関係機関は、次に定める対策など、事故の態様に応じ、必要な対策を行う。

- (1) 行事等の主催者等

行事等の主催者等は、雑踏事故が発生した場合には、迅速に市（消防部）、警察署、県等にその旨を通報するとともに、負傷者を搬送し、救護活動に必要な場を確保するなど応急措置に努める。
- (2) 市（消防部）
 - ア 会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を行う上で必要な状況の迅速かつ的確な把握に努め、救助活動に迅速に着手する。
 - イ 必要に応じて他の消防本部又は県に広域応援要請を行う。
 - ウ 多数の負傷者が発生した場合、災害拠点病院と連携をとり、医療上の助言を得る他、医師会へ情報提供し、協力を依頼するなど、必要に応じて医療機関と連携をとり、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行う。
- (3) 医療機関等
 - ア 行事等の主催者等及び市（消防部）と事前に連携を図っている医療機関は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、医師、看護師等の招集など負傷者の受入体制を整えるよう努める。
 - イ 医師会は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、現地へのトリアージ医師の派遣、現地における医療行為を行うための医療関係者の派遣等について、協力するよう努める。

第2節第3款 航空機・鉄道・道路事故災害応急対策

第1章
則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

(4) 警察署

- ア 事故の拡大防止と負傷者の救護に最善の努力を払う。
- イ 事故現場の群集から負傷者を隔離するとともに、救護活動に必要な道路及び場所を確保する。
- ウ 効果的な広報活動により人心の安定を図る。

第6 危険物等の対策の実施

担当	市	本部事務局、衛生部、消防部
	関係機関	県、警察署、海上保安署、道路管理者
	関係団体	事故責任者、医療機関

1 危険物等への対策の特殊性

災害時の危険物等への対策に係る関係機関及びその対策に従事する者は、危険物等の関連する災害の特殊性（引火爆発の危険、毒性危険、反応危険及びそれらの複合危険）に応じ、救助・救急、医療等の対策実施に当たって特別の配慮をする。

2 責任者等

危険物等搬送中の事故発生（のおそれがある）事業所の責任者（以下「責任者」という。）は、直ちに次の措置をとる。

(1) 連絡通報

- ア 発災時に直ちに119番で消防本部に通報するとともに、必要に応じて、付近住民等に広報する。また、危険物等の種類が不明な場合等は、その特定に努める。
- イ 被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に連絡する。

(2) 初期防除

責任者は、危険物等の流出を周囲に周知するなど可能な範囲で、速やかに初期防除を行う。ただし、危険物等の種類が特定されていない場合は、関係機関の指示に従う。

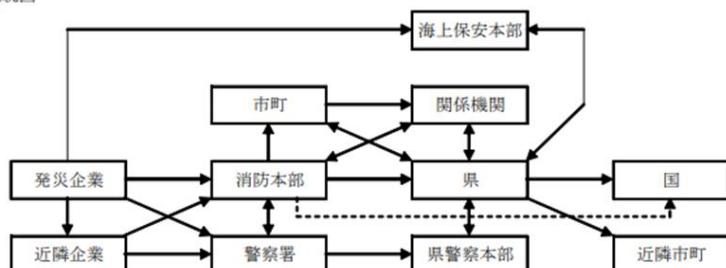
3 関係機関

災害の規模、態様に応じ、関係機関相互の連携・協力のもとに次の応急対策を行う。

(1) 災害情報の収集及び報告

市（消防部）は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

情報系統図



※ 点線は、消防庁が定める直接即報基準に該当する事故の場合

(2) 災害広報

市（本部事務局）は、県と協力して、災害時による不安及び混乱を防止するため、危険物等の流出による大気、公共用水域、地下水及び土壤の汚染等により、住民の生命身体に危険が生じる恐れがある場合は、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報を行う。

(3) 危険物等の特定

警察署、海上保安署、市（消防部）、県は、事故責任者等を通じて危険物等の情報を収集する。また、責任者等を通じても危険物等の種類が特定されない場合は、県立健康科学研究所、県警科学捜査研究所等と連携し、又は県を通じて専門家・専門機関等と連携をとる。

(4) 現場の安全確認、患者の移動及び除染

事故責任者、警察署、海上保安署、市（消防部）、その他関係機関は連携して次の活動を行う。

ア 警戒線を張り、関係者以外の立ち入りを禁止し、安全地帯を設定する

イ 負傷者等を汚染された環境から搬出する

ウ 負傷者等の除染を行う

また、市（消防部）及び警察署は、関係機関との連携のもとに、負傷者等に対する救助、一次除染及び救急搬送活動、物質の検知及び情報収集活動を行う。

(5) 救急搬送等

市（消防部）は、医療機関、（公財）日本中毒情報センター、関係機関と連携をとり、負傷者等を医療機関へ搬送する。

市（消防部）は、危険物等取扱に関する専門家・専門機関等の助言が必要な場合は、県に要請する。

(6) 環境モニタリング

市（衛生部）は、県が行う環境モニタリング調査において、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行う。

(7) 住民救済対策

事故責任者及び関係機関は、被災住民の救済対策を行う。

第7 風評被害の影響の軽減

担当	市	本部事務局、調査部、農林部
	関係機関	
	関係団体	

(1) 市（本部事務局、調査部、農林部）は、関係機関と協力して、報道機関の協力を得ながら、次の事項について的確な情報提供を行うことにより、航空災害、鉄道災害及び道路災害等による風評被害等の未然防止を図る。

ア 空港、鉄道、道路等の使用又は供用の状況

イ 被災した構造物等の復旧状況

第2節第3款 航空機・鉄道・道路事故災害応急対策

- ウ 危険物等の流出等の場合の緊急時モニタリングの結果
エ その他風評被害の未然防止又は軽減のために必要な情報
(2) 風評被害等が発生した場合は、農林水産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光振興のため、広報活動の強化等により影響の軽減を図るとともに、農林水産業対策、観光対策等に十分な配慮を行う。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第4款 原子力事故災害応急対策

第1 職員参集と情報の収集

担当	市	本部事務局、消防部
	関係機関	関西広域連合、県、警察署
	関係団体	原子力事業者等

1 情報の収集及び連絡体制の整備

(1) 職員の参集

原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及ぶおそれのある場合、市長（本部長）は、速やかに防災関係職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

(2) 情報の収集

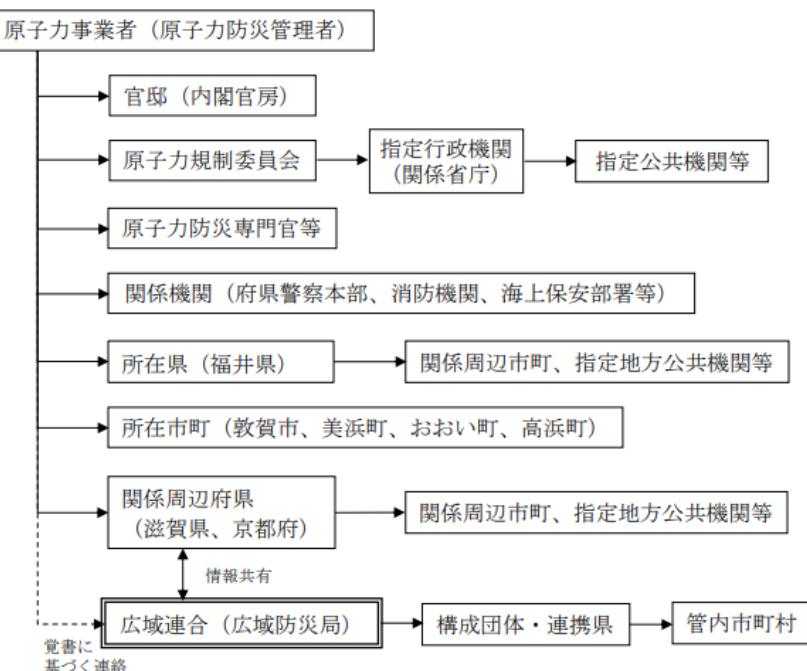
市（本部事務局、消防部）は、関西広域連合からの原子力事業者の事故等の情報を、兵庫県を通じて入手する。県からの連絡が無い場合であっても、テレビ等で福井県内の原子力発電所の事故の一報を入手した場合は、「原子力規制委員会放射線モニタリング情報」や「京都府環境放射線監視テレメータシステム」等により情報収集に努める。

◎原子力規制委員会放射線モニタリング情報 (<http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/>)

◎京都府環境放射線監視テレメータシステム (http://www.aris.pref.kyoto.jp/map_000.html)

【原子力災害に係る連絡体制図】

原子力事業者からの情報伝達体制



出典：関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）より作成

第2節第4款 原子力事故災害応急対策

第1章
則

第2活動体制

担当	市	本部事務局、関係各部
	関係機関	関西広域連合、県、警察署
	関係団体	原子力事業者等

第2章
災害
予防

1 本部

市長（本部長）は、原子力災害警戒本部又は災害対策基本法及び市災害対策本部条例に基づく原子力災害対策本部を設置する。

(1) 設置基準等

区分	原子力災害警戒本部	原子力災害対策本部
設置基準	①原子力事業所等の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避が必要となるおそれのあるとき。	①内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言において、本市が緊急事態対策を実施すべき区域となつたとき。 ②原子力災害に係る広域避難者の受け入れ要請があったとき。
廃止基準	①災害対策本部が設置されたとき。 ②市長が市内において屋内退避のおそれがなくなったと認めたとき。	①内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言があったとき。 ②市長が、原子力災害に関する対策の必要がなくなったと認めたとき。 ③広域避難所を廃止したとき
設置場所	本庁3階序議室	本庁3階序議室

(2) 組織

第5章雪害・大規模事故等災害応急対応計画、第1節基本対策、第1款組織の設置に準ずる。

第3章
風水灾害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第3 住民等への的確な情報伝達

担当	市	本部事務局、支援部、調査部、救護部、農林部
	関係機関	関西広域連合、県、警察署
	関係団体	病院組合

1 住民等への情報伝達活動

関西広域連合では、緊急時モニタリング結果の提供を受けた場合には、構成団体及び連携県と共有するとともに、解説を付したり、専門家の意見を沿えたりするなど、わかりやすい形で住民等に情報発信を行うとされている。本市（本部事務局）は、県を通じて収集した情報を、できるだけ速やかに市民等に対して伝達するよう努める。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

市（各部）及び県は、必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

第2節第4款 原子力事故災害応急対策

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第4 屋内退避及び避難

担当	市	本部事務局、支援部、救護部、避難部、消防部
	関係機関	関西広域連合、県、警察署
	関係団体	消防団、自主防災組織

1 屋内退避及び避難

- (1) 市（本部事務局）及び県は、市内において原子力緊急事態が宣言され原子力災害対策特別措置法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、住民等に速やかに情報を提供する。
- (2) 市長（本部長）は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間ににおいて人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の勧告若しくは指示の措置を講ずる。
- (3) 市長（本部長）は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、避難所を開設する。

2 避難退域時検査の実施

市（各部）は、住民が避難・一時移転することとなった場合、汚染程度の把握、吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止のため、避難退域時検査の実施及び避難退域時検査の結果に応じた除染を行うものとする。

(1) 避難退域時検査場所の開設

市及び県は、次の要件を満たす場所に避難退域時検査場所を開設するものとする。
ア 住民が避難所等まで移動する経路に面する場所又はその周辺であること。
イ 検査場所から避難所等までの移動が容易であること。
ウ 検査及び簡易除染の実施に必要な面積が確保できる敷地であること。
エ 資機材の緊急配備、要員の参集が容易であること。

(2) 避難退域時検査場所の運営

市及び県は、国や原子力事業者と協力して、避難退域時検査場所の開設・運営を行うものとする。

避難退域時検査の開設・運営にあたっては、指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）、（公財）高輝度光科学研究センター又は（公社）兵庫県放射線技師会の支援を得るものとする。

(3) 避難退域時検査及び簡易除染の実施方法

市及び県は、「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」（原子力規制庁）により、避難退域時検査及び簡易除染を実施するものとする。

【避難退域時検査における除染基準】

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の内容
O I L 4	不注意な経口	β 線 : 40,000cpm	避難又は一時移転の基準に

第2節第4款 原子力事故災害応急対策

	摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線 : 13,000cpm 【1ヶ月後の値】	基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
--	------------------------------------	-----------------------------------	------------------------------------------------

3 避難所の開設・運営等

市は、住民等に避難・一時退避を指示したときは、必要に応じて避難所の開設・運営を行うものとする。

参考 放射性物質による被ばくに関する基準

【被ばくに関する基準】

(1) IAEA (国際原子力機関) の包括的判断基準

基準	防護措置	
甲状腺等価線量 最初の7日間	50mSv	安定ヨウ素剤の予防服用（放射性ヨウ素の甲状腺蓄積防止）
実効線量 最初の7日間	100mSv	屋内退避、避難、除染
実効線量 年間	100mSv	数日から1週間程度の間に避難、除染

(2) 原子力災害対策本部(政府)が「計画的避難区域」の設定に際して目安とした基準

実効線量 年間	20mSv	概ね1月の間に避難
------------	-------	-----------

(3) ICRP (国際放射線防護委員会) の勧告

実効線量 年間	1mSv	一般人が平常時にあびてよい放射線量
------------	------	-------------------

(4) 防護措置の実施の判断基準(原子力災害対策指針)

空間線量率 1時間	500 μ Sv	即時の避難を要する基準(OIL 1)
空間線量率 1時間	20 μ Sv	一時移転を要する基準(OIL 2)

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第2節第4款 原子力事故災害応急対策

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第5 健康被害防止対策

担当	市	本部事務局、救護部
	関係機関	関西広域連合、県、警察署
	関係団体	豊岡病院

1 健康被害防止対策の実施

市（救護部）及び県は、必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。

第6 県外からの避難者の受け入れ活動

担当	市	本部事務局、関係各部
	関係機関	関西広域連合、県、避難元府県・市町
	関係団体	

1 避難者の受け入れ

市（本部事務局）は、県から避難者の受け入れ等の要請があった場合、関西広域連合がまとめた「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、マッチングを行った対象市（福井県小浜市遠敷地区）の避難住民を受け入れることとする。

避難住民の受け入れの詳細については、「原子力災害発生時における避難者受け入れマニュアル」に記載する。

2 避難所運営

避難所運営は、当初3日間を目安に本市が主導し、順次、避難元市町と避難者による運営に切り替える。本市が行う避難所運営に関する要員は、市（本部事務局）が市（関係各部）に割り振る。

3 避難所の開設期間

避難所の開設期間は、被災地域が広域にわたる等の原子力災害の特性に配慮し、目安として2か月を上限とし、に避難元府県・市町と兵庫県・本市が協議して決定する。二次避難先は、避難元府県内で確保する。

避難元府県から兵庫県に要請があった場合は、二次避難先の確保に協力する。

第5款 海上事故災害応急対策

第1 初動体制

担当	市	本部事務局、農林部
	関係機関	各機関
	関係団体	

1 市の活動体制

市（本部事務局、農林部）は、事故発生後速やかに情報収集連絡体制を整えるとともに、県や沿岸市町と緊密に連絡を取り、重油等の流出などに注意を払う。

応急対策の活動状況、本部設置状況等を県に連絡する。応援の必要性がある場合も同様とする。

2 海上保安署の活動体制

- (1) 被害状況等の収集を行い、情報に基づき所要の活動体制を確立し、人命の救助、救急活動、海上交通の安全確保等を実施するものとする。
- (2) 事故船舶等から最寄りの事務所、警察署、消防署、県立香住漁業無線局などを通じて得た情報又は緊急通報用電話番号「118番」等により得た情報について、市（本部事務局）、その他の関係機関に伝達する必要があるものについては、速やかに伝達する。

3 指定公共機関・指定地方公共機関・関係事業者等の活動体制

- (1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は本計画の定めるところにより、その所掌業務に係る応急措置を速やかに行う。
- (2) 必要に応じ自らも災害の拡大防止のために必要な措置を講じる。
- (3) 発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (4) 応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に密接な情報交換を行う。

4 広域的な応援体制

関係機関は、重油等の流出事故が発生した場合は、但馬沿岸流出油災害対策協議会等と協力体制をとる。

特に、重油等の防除活動を行う場合は、排出油等防除協議会等と協議体制をとる。

5 情報提供

各機関は、被災状況、応急対策の実施状況、住民のとるべき措置等について積極的に広報する。

広報を必要とする内容は、概ね次のようなものがある。

- (1) 被災状況と応急措置の状況

第2節第5款 海上事故災害応急対策

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

- (災害の発生場所、災害の状況、各関係機関の対応状況〔組織の設置状況等〕)
- (2) 被災者の安否、収容先病院に関する情報
 - (3) 交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況
 - (4) 重油等危険物の漂流、漂着状況
 - (5) 重油等の回収状況
 - (6) ボランティアの受入状況
 - (7) 相談窓口の設置状況
 - (8) 環境への影響

第2 捜索・救助・消火活動の実施

担当	市	消防部
	関係機関	警察署、海上保安署
	関係団体	事故責任者

1 捜索活動

捜索活動の必要性が生じた場合、警察署は、海上保安署とともに船舶及び航空機など多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を行う。

2 救助活動

(1) 船長の措置

救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を行う各関係機関に協力する。

(2) 市（消防部）の措置

救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて各関係機関等に応援を要請する。

(3) 資機材等の調達等

必要な資機材は、活動を行う機関が携行する。

市（消防部）は、必要に応じて民間から、救助・救急活動資機材を確保する。

3 消火活動

(1) 船長等の措置

火災船舶の船長又は事業所の防火管理者は、速やかにその旨を最寄りの海上保安署、市（消防部）に通報するとともに、自らも迅速に消火活動を行う。

(2) 海上保安署の措置

巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊により消火活動を行うとともに、必要に応じて消防機関等に協力を要請する。

危険物が流出した場合は、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて延焼の防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

(3) 市（消防部）の措置

海上保安署と連携し、海上災害用消防資機材を活用して、消火活動を行う。

また、沿岸部の火災についても、必要に応じて海上保安署に協力を要請する。

第2節第5款 海上事故災害応急対策

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第3 重油等の防除

担当	市	本部事務局、支援部、衛生部、救護部、農林部、工務部、城崎・竹野地域本部
	関係機関	県、警察署、海上保安署
	関係団体	漁業協同組合、観光協会、自主防災組織、社会福祉協議会、日本赤十字社、病院組合、医師会、事故責任者

1 発災現場における防除対策

(1) 防除義務者の措置

重油等を排出した船舶の船長等は、第一義務的な義務者として防除措置をとる。

(2) 海上保安署の措置

ア 船長等の防除義務者が防除措置を効果的に行うため、流出重油等の状況、防除作業状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導する。

イ 船長等の防除義務者が、措置を講じていないときは、防除措置を命じる。

ウ 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせる、又は海上保安庁長官から指定防災機関に防除措置を講じることを指示させ、関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請する。

エ 船長等の防除義務者及び関係機関等と、必要に応じて情報を交換し、迅速かつ効果的な防除措置を促進する。

オ 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難指示を行う。

カ 危険物の防除作業に当たっては、ガス検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置をとり、火災、爆発及びガス中毒等二次災害を防止する。

キ その他、消火活動、負傷者等の救助・救急活動、航行船舶に対する避難・誘導を行う。

2 沿岸海域における防除対策

(1) 初期防除

市、県、海上保安署は、漂着する可能性がある初期の段階において、有効な防除措置を集中的に実施し、迅速かつ効率的な回収及び処理を行う。

(2) 市（本部事務局、農林部、工務部）の措置

ア 必要となる油防除資機材の調達

イ 重油等の漂着可能性、漂着時期、漂着量の予測等に関する情報収集（主に陸上監

ウ 市・県は、自らの管理区域である港湾、海岸等において海上保安本部等他の機関に防除を依頼する場合は、緊密な連携をとつてこれらの活動を行う。

エ 市（消防部）は、現場周辺において避難誘導活動を行うこととともに、火災の発生に備える。

(3) 警察署の措置

- ア 沿岸海域における警ら活動
- イ 漂着物の状況等を把握するための沿岸調査、警戒監視活動
- ウ 地域住民等の避難誘導
- エ 立入禁止区域の警戒
- オ 交通規制の実施

- (4) 漁業協同組合等
指定海上防災機関との連携のもとに、必要な対応に努める。

3 陸岸における回収作業

- (1) 市（本部事務局、衛生部、農林部）の所有者の措置
- ア 県が作成する重油等回収方針に沿って作業計画を策定し、県に報告する。
 - イ 作業計画を策定するにあたり、漁業関係者、観光業者等の意見を聞く。
 - ウ 重油等の漂着状況及び回収状況を常に把握し、地区ごとに計画的、効率的な回収処理がなされるようにする。
 - エ 必要があるときは、県へ資機材の提供を要請し、民間企業からの買上げ等を行う。
 - オ 回収に必要な資機材を、当該活動を行う機関が用意する場合は、後の補償交渉を円滑に進めるため、処理の方法及びその妥当性、費用の明細等につき記録を残すよう指導する。
- (2) 住民等の措置
被災地区住民は、自主防災組織等を中心として、市（本部事務局、農林部）と連携し、陸岸に漂着した重油等の回収に努める。

4 回収後の処理

集積された廃油等を産業廃棄物とし、回収後の処理は次のとおり行う。

- (1) 重油等を排出した船舶の所有者の責務
排出事業者処理責任に基づき、廃油等の収集、運搬及び処分を行い、船舶所有者から委託を受けた指定海上防災機関も同様の責任を負う。
- (2) 市（衛生部、農林部）の措置
県の行う処理活動に協力をする。

5 ボランティアの要請・受入れ

- (1) 災害ボランティアの受入れ等
- ア 豊岡市災害ボランティアセンターの開設
社会福祉協議会は、市との「豊岡市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定」並びに別途定めた「災害ボランティアセンター活動マニュアル」に基づき、市（支援部）と連携し、重油等が漂着した場合、主として次の活動についてボランティアの協力を得るため、災害ボランティアセンターを開設・運営する。
 - (ア) 災害情報、生活情報等の収集、伝達
 - (イ) 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動

第2節第5款 海上事故災害応急対策

第1章
則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

- (ウ) 救援物資、資機材の配分、輸送
- (エ) 軽易な応急・復旧作業
- (オ) 災害ボランティアの受入・紹介事務

また、市（支援部）は、災害ボランティアセンター等をできるだけ市庁舎もしくは社会福祉協議会庁舎付近に設置し、相互に緊密な連携をとるよう努めるとともに、市等において場所等の確保が困難な場合は、関係機関等に対し、施設・場所等の提供等について協力を要請する

※「豊岡市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定」、「災害ボランティアセンター活動マニュアル」は、資料編に示す。

イ 災害ボランティアの確保と調整

- (ア) 災害ボランティアセンターは、被災地域におけるボランティニアーズをみながら、市（支援部）、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と連携を図るとともに、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。
- (イ) 社会福祉協議会は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、ひょうごボランタリープラザに対し、県下の支援関係機関・団体からなる「災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議」、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等ボランティア団体等との連携等、災害ボランティアセンターの運営支援についての協力を求める。

ウ 災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての基本事項

災害ボランティアセンター、ボランティア団体、ボランティア・コーディネート機関等は、ボランティアの受入れ、派遣に当たっては、特に、次の事項を遵守しなければならない。

- (ア) 被災地の住民・区のボランティアの受入れについての意向に配慮すること。
- (イ) ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持ったうえで、救援活動に参加するよう周知すること。
- (ウ) ボランティアに対し、被災地に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知すること。
- (エ) ボランティニアーズは、時間の経過とともに変化するので、それに併せて、ボランティアの希望や技能を把握し、活動のオリエンテーションをした上で派遣するよう努めること。
- (オ) ボランティア、特にボランティア・コーディネーターに対して、リフレッシュの期間を持つよう配慮すること。
- (カ) 被災地と後方支援との役割分担やネットワークを図るため、両者のネットワークのための会議を開催すること。
- (キ) 災害ボランティアと区・自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくりに努めること。
- (ク) 感染症の拡大が懸念される状況では、感染症予防措置を徹底すること。

エ 市の支援

市（支援部）は、災害ボランティアセンターの開設及び運営に対し、次の支援を行う。

- (ア) 災害ボランティアセンターの開設場所として、市庁舎等の提供
- (イ) 連携を図るための常駐職員の派遣
- (ウ) ボランティア活動のための資機材の調達協力
- (エ) ボランティア及び資機材輸送のための、輸送関係業者への支援の要請

6 現場作業者の健康対策

市（救護部）は、病院組合、医師会と連携して、次の対策を行う。

- (1) 回収作業従事者の健康保持に努め、必要に応じて作業現場に仮設の救護所を設置し、保健師、看護師等から構成される健康相談チームを編成して、同所に派遣する。
また、陸岸での除去に専門的な知識や経験のない地元住民やボランティアのために、健康管理上の注意事項を明らかにし、提示する。
- (2) 回収作業従事者の健康状態を把握し、必要に応じ豊岡健康福祉事務所長に報告する。
また、健康被害者発生に備え、病院等の被害者の受入体制を整備する。
- (3) 回収作業が長期化する場合、地域住民の精神的・身体的疲労等からの健康状態の悪化を防止するため、地域巡回等による健康相談を行い、必要な措置を行う。

7 汚染魚介類の流通防止

市（農林部）は、汚染された魚介類が市場に流通しないよう、隨時、魚介類販売店、魚介類加工品製造施設等への立入検査を行い、安全を確保する。

第4 二次災害の防止措置

担当	市	本部事務局、農林部、城崎・竹野地域本部
	関係機関	海上保安署
	関係団体	

1 海上保安署

海上災害により船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を行うとともに、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

また、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講すべきことを命じ又は勧告する。

2 市

重油等が漂着した場合は、その性質、危険性等を広報し、必要に応じ、周辺海域での游泳の禁止、漁業活動の自粛等を呼びかける。

第2節第6款 高病原性鳥インフルエンザ応急対策の実施

第6款 高病原性鳥インフルエンザ応急対策の実施

担当	市	農林部、本部事務局、各部
	関係機関	県
	関係団体	

1 組織の設置

市長は、市の地域及び近郊市町において、高病原性鳥インフルエンザが発生したときは、「豊岡市高病原性鳥インフルエンザ対策本部規程」に基づき、市高病原性鳥インフルエンザ対策本部を設置する。

※「豊岡市高病原性鳥インフルエンザ対策本部規程」は、資料編に示す。

2 応急対策の実施

市（各部）は、速やかに情報を共有するとともに、「豊岡市高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル」に基づき、迅速かつ適切な対応を行う。

※「豊岡市高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル」は、資料編に示す。

3 患畜等の処分

患畜等の処分については、「豊岡市高病原性鳥インフルエンザ患畜等処分への対応方針」に基づき、安全かつ適切な処理を行う。

また、患畜等の焼却処理が必要な場合には、クリーンパーク北但が「クリーンパーク北但における高病原性鳥インフルエンザ患畜等の焼却マニュアル」に基づき、適切な処理を行う。

※「市高病原性鳥インフルエンザ患畜等処分への対応方針」、「クリーンパーク北但における高病原性鳥インフルエンザ患畜等の焼却マニュアル」は、資料編に示す。

第7款 大規模広域災害に係る広域避難の実施

第1 組織体制

担当	市	本部事務局、救護部、避難部、消防部
	関係機関	県、警察署
	関係団体	病院組合、医師会、医療機関

1 災害対策支援本部の設置

国内で大規模広域災害が発生し、災害応急対策（市外における応援活動を含む。）を行うため特に必要があると認められるときは、災害対策支援本部を設置して職員を動員する場合に準じた対応を行うことができる。

第2 広域一時滞在

担当	市	本部事務局、救護部、避難部、消防部
	関係機関	県、警察署
	関係団体	病院組合、医師会、医療機関

市長は、本市域に係る大規模な災害が発生し、被災住民について県内の他の市町又は他の都道府県への一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があるときは、被災住民の受入れについて、当該市町長又は知事と協議するものとする（災害対策基本法第86条の8及び第86条の9）。

また、市は広域一時滞在の被災者について、公営住宅や借り上げ応急仮設住宅の入居者、自力で住宅を確保した避難者も含めて避難者所在情報等を避難元・避難先各自治体で共有の上、支援情報の提供等に努める。

1 県内における広域避難（広域一時滞在）

(1) 広域避難を行う必要がある場合

ア 市は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域への広域避難の必要があると認めるときは、県に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入れについて協議することができる。

なお、協議を受けた市町は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供することとされている。

イ 市は、県に対し、広域避難の協議先とすべき市町及び当該市町の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難に関する事項について助言を求めることができる。

(2) 広域避難の協議を受けた場合

ア 市は、県内他市町から被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れる避難所を

第2節第7款 大規模広域災害に係る広域避難の実施

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

決定し、被災住民を受入れる。

2 県外における広域避難（広域一時滞在）

(1) 広域避難を行う必要がある場合

ア 市は、県と協議の上、他の都道府県域における広域避難の必要があると認めるとときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県と被災住民の受入れについて協議するよう求めることができる。

(2) 広域避難の協議を受けた場合

ア 市は、県から他の都道府県の被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れ、避難所を提供することとされている。

3 被災住民に対する情報提供と支援

(1) 市は、広域避難を受入れた市町の協力を得て、広域避難している被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

(2) 広域避難を受入れた市町は、市と連携し、受入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興